

伊予市障害者計画・ 第4期障害福祉計画

平成27年度～平成29年度



平成27年3月

はじめに

少子高齢化や一人暮らし世帯の増加など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、福祉サービスに対するニーズは複雑・多様化しています。国においても、障害者基本法の改正など障害者の人権を確保し、障害者の権利を実現することを目的に、障害者施策は、より質の高いものへ変貌しています。



このような障害のある人を取り巻く変化に適切に対応し、本市が目指す「やすらぎとぬくもりのあるまちづくり」を実現するため、協働・育み・安心・活力・交流の5つをテーマとした福祉、住宅、教育、就労など幅広い分野の施策の推進と、今後3年間の障害福祉サービスの見込量や目標を盛り込んだ「伊予市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念に掲げた、障害のある人もない人も、誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う思いやりのある『まち』の実現に向け、行政一丸となって取り組んでいきます。また、支援を必要とする人たちが、生まれ育った地域で社会参加しながら自立した生活が送れるよう、サービスの向上と充実を図るとともに、地域全体で障害特性を理解し、合理的配慮を推進し、人と人との絆が結ばれる豊かな伊予市を目指します。

市民の皆様を始め、関係機関の皆様におかれましても、共生社会の実現に向けて、今後とも一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力をいただいた策定審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を頂きました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成27年3月

伊予市長 武智 邦典

目 次

第1章	計画の基本理念等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置付けと計画期間	2
4	第2次伊予市障害者計画の基本理念と方向性	3
5	第2次伊予市障害者計画の体系図	8
6	第4期障害福祉計画基本方針	9
7	市民の意見の反映	10
第2章	障害者の状況	
1	人口・世帯数の状況	11
2	障害者の現状	12
3	障害種別の状況	13
4	障害支援区分認定について	15
5	市民意識調査結果	16
6	発達障害児等（配慮を要する子）アンケート調査結果	26
7	団体調査結果	28
8	計画策定審議会・自立支援協議会での意見	33
第3章	地域生活又は一般就労への移行の数値目標	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	35
2	福祉施設から一般就労への移行	36
3	入院中の精神障害者の地域生活への移行	37
4	地域生活拠点の整備	39
5	重点的な取組	40
第4章	障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	
1	訪問系サービス	43
2	日中活動系サービス	44
3	居住系サービス	48
4	相談支援	49
第5章	児童に対するサービスの見込量と今後の方策	
1	障害児サービス	53
2	障害児支援体制の整備	54
第6章	地域生活支援事業の推進	
1	地域生活支援事業の目的	55
2	障害福祉サービスの内容と対象者	56
3	地域生活支援事業の概要	59

第7章	地域生活支援事業の実施に関する事項	
1	相談支援事業	6 1
2	成年後見制度利用支援事業	6 1
3	意思疎通支援事業	6 2
4	日常生活用具給付等事業	6 3
5	移動支援事業	6 4
6	地域活動支援センター	6 5
7	その他の事業	6 6
8	身近な相談支援システムの体制整備	6 7
9	計画相談支援の実施	6 9

資料編

1	伊予市障害者計画・障害福祉計画策定経過	7 1
2	計画策定の体制	7 2
3	伊予市障害者自立支援協議会の体系図	7 4
4	第3期の施策の取組状況	7 6
5	障害福祉アンケート調査票	7 9

第1章

計画の基本理念等



伊豫国あじの郷（くに）五勇士

第1章 計画の基本理念等

1 計画策定の趣旨

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、批准に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しのため、平成23年の「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成24年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定が行われました。平成25年には障害のある人に対する差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定など、障害者制度の集中的な改革が行われ、平成26年1月、条約が批准されました。

このように国の法律や制度が大きく変わる中、人々が等しく生きる社会の実現という理念の下、障害のある人もない人も、地域で共に暮らし、共に活動できる社会づくりを目指し、様々な取組が進められてきました。

障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援制度が導入された後、平成18年度には、身体障害・知的障害・精神障害の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担額の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成24年に名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われています。

本計画はそうした状況を背景に、これまでの本市の成果や課題の分析・評価を行った上で、本市における成果及び課題を明確にするとともに、新たな法制の下で、障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図ります。障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定するものです。

2 計画策定の目的

(1) 伊予市障害者計画

伊予市では、障害者基本法に基づき、「誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり」を基本理念とし、障害者施策の計画的な推進に取り組んできました。第2次伊予市障害者計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、引き続き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障害福祉サービスの方向性を明らかにするものです。

(2) 伊予市障害福祉計画

第4期伊予市障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針及び愛媛県の策定方針に沿って策定するものであり、また本市の障害者施策の指針となる伊予市障害者計画の障害福祉サービスに関連する部分の目標を示したものであるため、伊予市障害者計画と矛盾がないよう推進するものです。

3 計画の位置付けと計画期間

(1) 伊予市障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者等の状況等を踏まえ、伊予市における障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

(障害者基本法抜粋)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 伊予市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して、伊予市が定める計画です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(3) 計画の期間

障害福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、第4期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。また、障害者計画は、おおむね10年を計画期間としますが、第2次障害者計画は、制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、6年間（平成27年度～平成32年度）の計画期間とします。ただし、社会情勢や需要の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

障害者計画については、第1次計画期間中（平成18年度から平成26年度まで）に、障害者基本法一部改正に伴う計画の一部見直しを平成24年3月に行いました。

第2次計画では、計画期間の見直しや障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が公布されたことに伴う障害を理由とする差別の解消のための施策を盛り込むこととします。

【計画の対象期間】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		
障害者計画 (障害者基本計画)	第1次計画 (18~26)			第2次計画 (見直し)					

4 第2次伊予市障害者計画の基本理念と方向性

この計画は、伊予市における障害者施策の基本的な計画となるもので、伊予市総合計画の具体的な分野別計画として位置付けられ、「伊予市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「伊予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「伊予市子ども子育て支援計画」「伊予市健康づくり計画」など各分野の関連計画との整合・調整を図りながら、「伊予市障害者計画・障害福祉計画」を策定します。

国の基本理念の見直しに伴い、当市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を見直しました。「誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり」を実現するため、計画の推進に当たっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについて検討を進めます。

【国における障害者施策の見直し等の概要】

1 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

(障害者基本法第1条)

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 基本原則

(1) 地域社会における共生等

地域社会における共生について、障害者基本法第3条では、次のように定めている。

(障害者基本法第3条)

第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げられる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止

以下に掲げた障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、障害者差別解消法が制定されるとともに、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律。昭和35年法律第123号）が改正されており、これらに基づき障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進める。

(障害者基本法第4条)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(3) 国際的協調

我が国においては、これまで障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備に努めてきたところ、本基本計画の対象期間中のできる限り早期に同条約を締結することができるよう、必要な手続を進める。

(障害者基本法第5条)

第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な協調の下に図られなければならない。

第2次伊予市障害者計画分野別施策の基本的方向

国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取組
<p>1 生活の支援</p> <p>障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に貢献することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行う。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>基幹相談支援センターの機能強化、関係団体等との連携による相談支援体制の整備拡充に努めます。</p> <p>福祉サービスの基盤整備と質の向上、障害者の総合的な生活支援の充実と地域への参画促進などにより、障害福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>障害児の早期発見体制や療育支援の整備により、療育の充実に努めます。また、障害児の放課後活動の促進など、障害者の自立に向けた教育の充実に努めます。</p> <p>障害者を支援するボランティアの育成や障害者団体等のノウハウ（知識や技術の情報）を生かした障害者支援活動の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①相談支援体制づくり ②在宅生活の支援 ③日中活動の場の充実 ④生活の場の確保</p>
<p>2 保健・医療の充実</p> <p>障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション（機能回復訓練）等を受けることができるよう、提供体制の充実に努める。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組む。あわせて、難病に関する施策を推進する。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>疾病予防の推進と早期治療の促進などにより、保健・医療・リハビリテーション（機能回復訓練）の充実に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①健康づくりの推進 ②地域における医療体制の充実 ③地域リハビリテーション体制の充実 ④こころの健康づくりの推進 ⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実 ⑥難病患者などへの支援</p>
<p>3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性等を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることのできる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障害児の教育指導体制や教育相談体制等の整備、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流など、教育の充実に努めます。</p> <p>また、スポーツ等を実施する場や障害者関係団体等が開催する催しを充実させるなどにより、障害者のスポーツ、文化芸術活動を促進します。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①障害のある子どもの子育て支援 ②学校教育における内容の充実 ③教育施設の整備・充実</p>

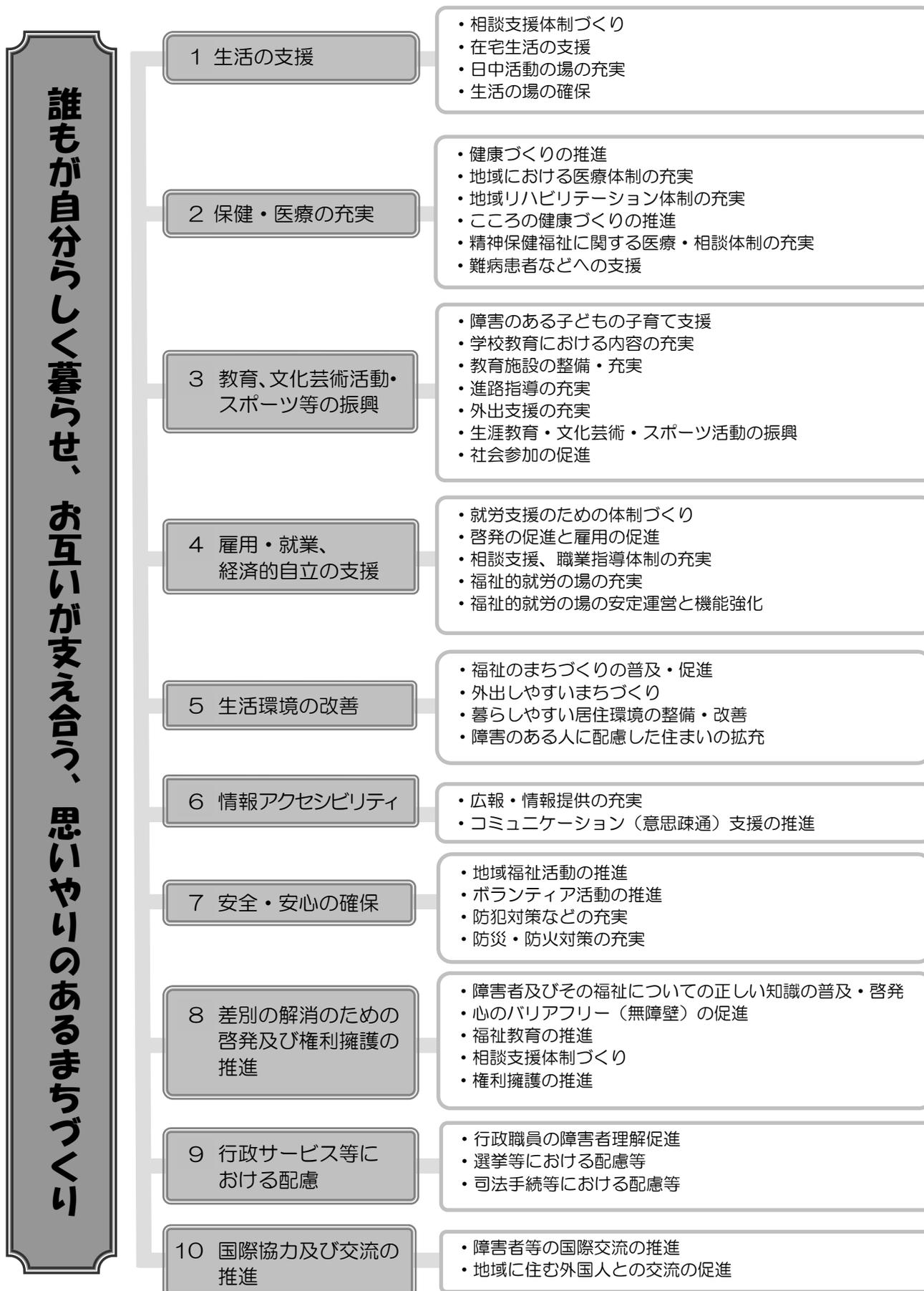
国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取組
	④進路指導の充実 ⑤外出支援の充実 ⑥生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の振興 ⑦社会参加の促進
4 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進する。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援する。	【基本方針】 障害者の一般就労や職業定着の促進、障害の特性等に応じた職業選択の支援、福祉サービス事業所等での就労支援など、総合的な就労支援に努めます。 あわせて、障害者雇用の拡大・定着に向けた関係機関等とのネットワークの構築や企業等による障害者雇用の促進により、障害者雇用の拡大促進に努めます。 【推進施策】 ①就労支援のための体制づくり ②啓発の促進と雇用の促進 ③相談支援、職業指導体制の充実 ④福祉的就労の場の充実 ⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化
5 生活環境の改善 障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー（無障壁）化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進する。	【基本方針】 市民からのニーズ・意見等を参考に障害者が外出しやすい環境づくりに努めるとともに、バリアフリー化の推進など、障害の特性等に配慮した市営住宅の整備・改善等やグループホーム等の整備促進などによって、障害者が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。 【推進施策】 ①福祉のまちづくりの普及・促進 ②外出しやすいまちづくり ③暮らしやすい居住環境の整備・改善 ④障害のある人に配慮した住まいの拡充
6 情報アクセシビリティ 障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーション（意思疎通）を行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する。 （アクセシビリティとは、利用のしやすさのこと。）	【基本方針】 障害の特性等に応じた情報提供サービスや障害者の意思疎通支援の充実に努めます。 【推進施策】 ①広報・情報提供の充実 ②意思疎通支援の推進
7 安全・安心の確保 障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被	【基本方針】 地域ぐるみの防災・防犯体制の整備や障害の特性等に応じた災害時の支援と心の健康対策の充実などによって、防災・防犯等の対策と災害時支援対策

国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取組
<p>災地における障害者に配慮した復興施策を推進する。</p>	<p>の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 ③防犯対策などの充実 ④防災・防火対策の充実</p>
<p>8 差別の解消のための啓発及び権利擁護の推進</p> <p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進める。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>地域、学校、企業等において、あらゆる障害や障害者についての理解を促進します。この中で、障害者基本法の改正による障害者の範囲拡大の周知と、十分な認知が進んでいない発達障害者、高次脳機能障害、難病についての理解を促進します。</p> <p>各種行事等への障害者の参加や障害者を含む幅広い市民の交流の場づくりの促進などにより、障害者と地域住民等との交流を促進します。</p> <p>障害者の権利を守る取組の充実や障害者虐待防止体制の整備などにより、障害者の権利擁護の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①心のバリアフリー（無障壁）の促進 ②福祉教育の推進 ③相談支援体制づくり ④権利擁護の推進</p>
<p>9 行政サービス等における配慮</p> <p>障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行う。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>行政サービス等において、障害者が適切な配慮を受けることができるように努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①行政職員の障害者理解促進 ②選挙等における配慮等 ③司法手続等における配慮等</p>
<p>10 国際交流及び交流の推進</p> <p>障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進める。また、<u>障害者の権利に関する条約</u>について、その早期締結に向け、必要な手続を進める。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障害のある人が暮らしやすくなるように、国連の障害者権利条例の考え方に合わせて法律や制度の見直しを支援し、共生社会を創ることを目指します。</p> <p>【推進施策】</p> <p>①障害者等の国際交流の推進 ②地域に住む外国人との交流の促進</p>

障害者の権利に関する条約（抜粋）

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

5 第2次伊予市障害者計画の体系図



6 第4期障害福祉計画基本方針

第4期障害福祉計画の策定に向けて、国においては第3期計画の基本指針を継続しつつ、見直しを行い、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標とした次の基本的考え方に基づく計画を策定し、必要な障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業等を提供するための体制の計画的な確保に引き続き努めます。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、ライフステージ（人生の段階）に応じてその自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等としてサービスの充実を図ります。発達障害者、高次脳機能障害者が精神障害者に含まれること、難病患者が法に基づく給付の対象となっていることの周知を引き続き図ります。

(3) 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現

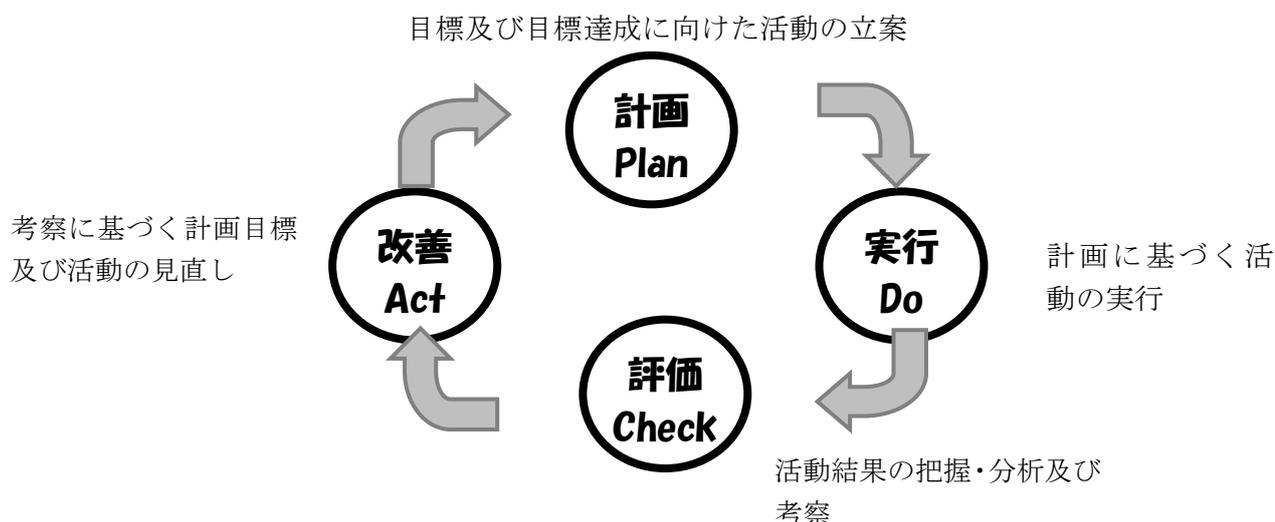
入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進、地域生活の継続の支援を図るために、サービス提供体制の整備や地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用を通じて、ライフステージ（人生の段階）に応じて障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現します。

(4) 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、審議会や自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

■PDCAサイクルのイメージ



(5) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標） 第3章参照

① 福祉施設から地域生活への移行促進

施設入所者の地域移行を進めます。

② 精神科病院から地域生活への移行促進

入院後3か月、1年、1年以上の精神障害者の地域移行を進めます。

③ 障害者の地域生活拠点等の整備（新規）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を推進する観点から、グループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援に求められる次の機能強化を地域レベルで取り組みます。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（独り暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーター（調整担当者）の配置等）

④ 福祉施設から一般就労への移行推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(6) その他の事項

① 計画相談の充実、研修の充実等 第4章参照

② 障害児支援体制の整備（新規） 第5章参照

7 市民の意見の反映

(1) 計画の策定体制と市民意見の反映

障害者等関係者の幅広い意見を本計画に反映していくため、「伊予市障害者福祉計画策定審議会」以外にも、障害者団体の代表、学識経験者、事業者の代表等により構成される「伊予市障害者自立支援協議会」からの意見聴取をしています。

また、計画検討に向けて基礎的な情報の収集のため、障害者やその介助者に「市民意識調査」、発達障害等がある子の保護者に「実態調査」、障害者団体やボランティア団体に「団体調査」を実施しました。

(2) パブリックコメント（意見公募手続）

さらに、幅広く市民の意見を取り入れた市民総意の計画となるよう、広報等でパブリックコメントを実施しました。

■実施期間 平成27年2月4日～平成27年2月23日

■結果 意見なし

パブリックコメントとは、市の基本的な政策等を策定するときに、政策の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、寄せられた意見等を考慮して、最終的に意思決定を行い公表する一連の手続です。

第2章

障害者の状況



ミカンまる

第2章 障害者の状況

1 人口・世帯数の状況

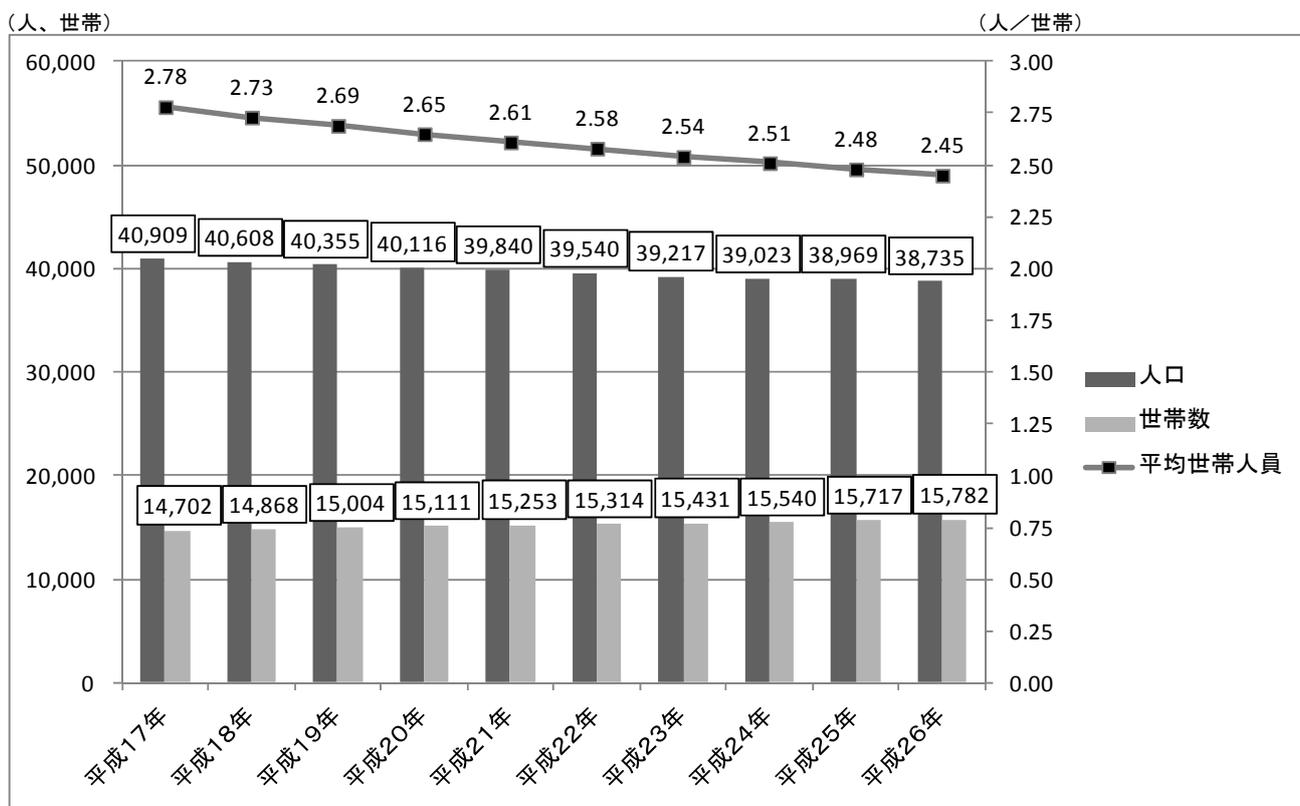
本市の総人口は、平成26年（2014年）3月末現在、38,735人で、近年は微減状態が続いています。世帯数は微増状態が続いています。

【人口（人）及び世帯数の推移】

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口（人）	40,909	40,608	40,355	40,116	39,840
世帯数	14,702	14,868	15,004	15,111	15,253
平均世帯人員	2.78	2.73	2.69	2.65	2.61

	平成22年	平成23年度	平成24年	平成25年	平成26年	増加率
人口（人）	39,540	39,217	39,023	38,969	38,735	△5.3%
世帯数	15,314	15,431	15,540	15,717	15,782	7.3%
平均世帯人員	2.58	2.54	2.51	2.48	2.45	△11.9%

※各年3月末現在／増加率は平成17年～平成26年



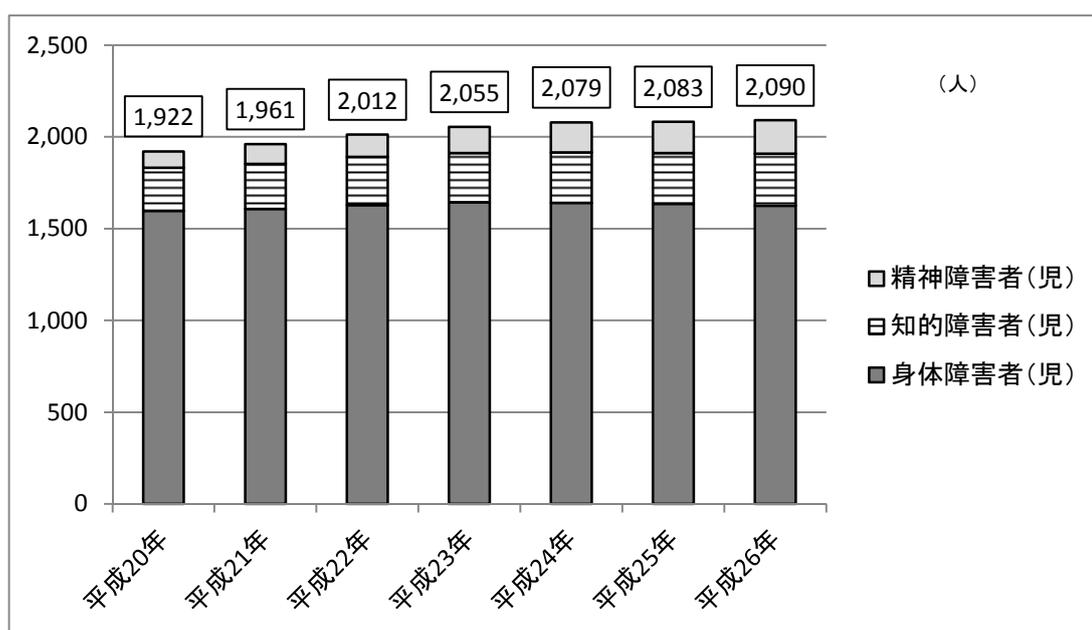
2 障害者の現状

本市の障害者手帳所持者は年々増加しており、平成26年（2014年）には、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害者を合わせて2,090人、平成20年（2008年）と比べて8.7%（168人）の増加となっています。平成20年から平成26年までの推移をみると、身体障害者はほぼ横ばい傾向にありますが、知的障害者と精神障害者は増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移（人）】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	増加率
身体障害者（児）	1,596	1,608	1,629	1,644	1,641	1,636	1,625	1.8%
知的障害者（児）	238	245	262	268	274	276	284	19.3%
精神障害者（児）	88	108	121	143	164	171	181	105.7%
計	1,922	1,961	2,012	2,055	2,079	2,083	2,090	8.7%

※各年3月末現在／増加率は平成20年～平成26年



3 障害種別の状況

(1) 身体障害者（児）

身体障害者手帳所持者数は、平成26年（2014年）3月末現在で1,625人となっており、微増ながら、ほぼ横ばい状態となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の障害児は手帳交付者全体の1.7%にとどまり、65歳以上の障害者が72.5%を占めています。

【年齢別・障害区分別身体障害者手帳所持者数の推移（人）】

区 分		総 数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成20年 (2008年)	18歳未満	31	0	10	0	14	7
	18歳以上	1,565	124	94	14	919	414
平成21年 (2009年)	18歳未満	31	0	10	0	14	7
	18歳以上	1,577	122	98	15	921	421
平成22年 (2010年)	18歳未満	29	0	8	0	15	6
	18歳以上	1,600	125	96	16	915	448
平成23年 (2011年)	18歳未満	28	0	7	0	15	6
	18歳以上	1,616	126	92	14	919	465
平成24年 (2012年)	18歳未満	28	1	6	0	14	7
	18歳以上	1,613	127	87	14	908	477
平成25年 (2013年)	18歳未満	27	1	5	0	14	7
	18歳以上	1,609	121	85	13	908	482
平成26年 (2014年)	総 数	1,625	111	86	13	921	494
	18歳未満	28	1	6	0	12	9
	18～64歳	419	30	29	5	221	134
	65歳以上	1,178	80	51	8	688	351

※各年3月末現在

(2) 知的障害者（児）

療育手帳所持者数は、平成26年（2014年）3月末現在で284人です。障害程度別では、重度であるAが全体の37.0%を占めています。年齢別には、18歳未満の障害児が21.1%、18歳以上の障害者が78.9%の割合になっています。

【年齢別・等級別療育手帳所持者数の推移（人）】

区 分	総 数			A			B		
	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上
平成20年	238	51	187	93	18	75	145	33	112
平成21年	245	55	190	97	18	79	148	37	111
平成22年	262	57	205	101	19	82	161	38	123
平成23年	268	53	215	100	19	81	168	34	134
平成24年	274	54	220	103	18	85	171	36	135
平成25年	276	57	219	106	19	87	170	38	132
平成26年	284	60	224	105	18	87	179	42	137

※各年3月末現在

(3) 精神障害者（児）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によって導入された精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成26年（2014年）3月末現在で181人となっています。

【年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）】

区 分	総 数	1級	2級	3級
平成20年	88	14	71	3
平成21年	108	18	83	7
平成22年	121	21	93	7
平成23年	143	32	101	10
平成24年	164	33	116	15
平成25年	171	24	131	16
平成26年	181	27	133	21
18歳未満	2	0	2	0
18～64歳	148	19	109	20
65歳以上	31	8	22	1

※各年3月末現在

(4) 自立支援医療受給者（通院医療費公費負担認定者）の推移

自立支援医療（精神通院公費）とは、精神障害に起因して生じた病態に対して病院及び診療所に入院しないで行われる医療を対象としています。基本は1割負担ですが、低所得の方や、継続的に相当額の医療負担が生じる方（いわゆる「重度かつ継続」）にも一月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。受給者数は、平成26年（2014年）3月末現在463人で、やや増加傾向となっています。

【自立支援医療受給者数の推移（人）】

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	増加率
受給者数	447	440	432	433	415	431	463	3.6%

※各年3月末現在／増加率は平成20年～平成26年

(5) 難病患者のうち障害者サービス利用者の推移

平成25年4月から「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」の一環として、障害者の定義に難病患者等（治療方針が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）を追加し、当面の措置として130疾病を障害者総合支援法の対象としました。その後、国による検討会を経て、平成27年1月から151疾病に拡大され、対象となる方は、障害者手帳を保持しなくても必要と認められた支援を受けることができます。

伊予市には、約300人の難病患者（特定疾病受給者証保持者）がいますが、その内、障害者サービスを利用したのは、平成26年度で1人です。今後、障害者総合支援法の対象となる疾病の範囲は見直しが予定されますので、新たに対象となる方々を含め、支援が必要な方々にサービスを受けていただくためにも制度を周知することが重要と考えます。

4 障害支援区分認定について

障害者総合支援法に基づき、障害支援区分認定を実施しています。

【障害支援区分認定者数の状況（人）】

区分	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成20年	75	18	16	17	14	3	7
平成21年	88	17	21	23	14	6	7
平成22年	126	11	32	29	23	15	16
平成23年	140	10	40	35	22	17	16
平成24年	165	9	48	43	25	19	21
平成25年	200	5	38	65	32	26	34
平成26年	209	5	44	62	32	32	34

※各年3月末現在

障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性等その他、心身の状態に応じて標準的な支援の度合いを6段階の区分で示します。（支援の度合いを1～6の区分で表し、数字が高くなるほど支援度が高い重度の方になります。）

5 市民意識調査結果

(1) アンケート調査の概要

「伊予市第4期障害福祉計画」を策定するに当たり、今後のより良い障害者福祉施策の推進に向けて、障害者福祉の「現状」及び、今後の障害者の暮らしと福祉に対する意識を把握し、事業の改善や充実を図るための基礎資料とするために実施しました。

■調査期間：平成26年7月13日～7月25日

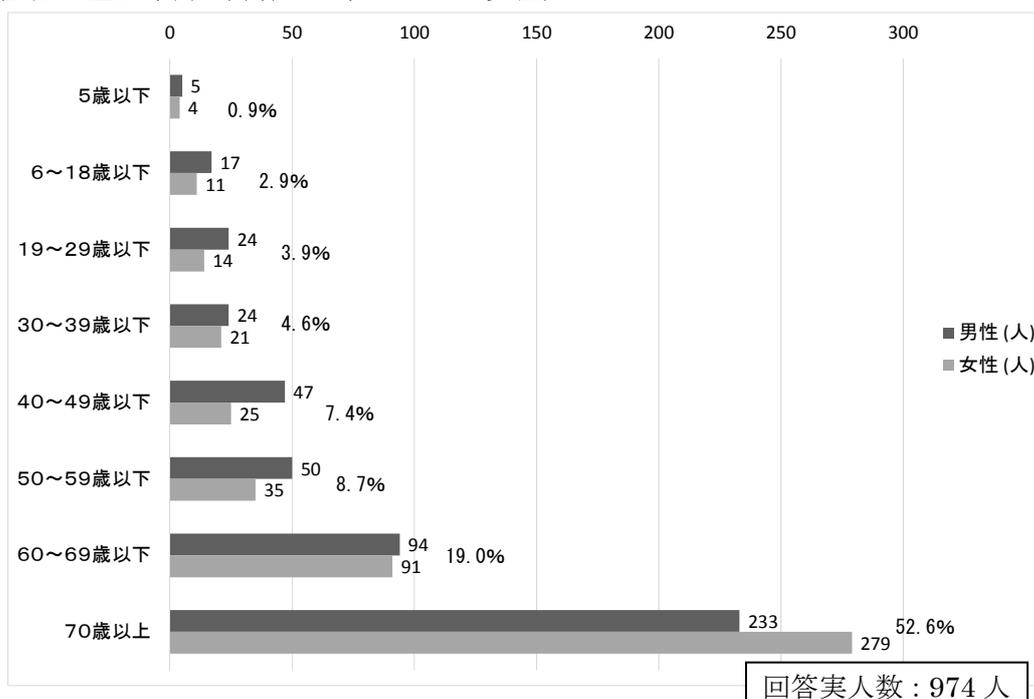
■調査方法：郵送配布

■配布数：(全体) 送付数 2,018人
 (内訳) ①身体障害者手帳所持者 1,582人
 ②療育手帳所持者 270人
 ③精神障害者手帳所持者 166人

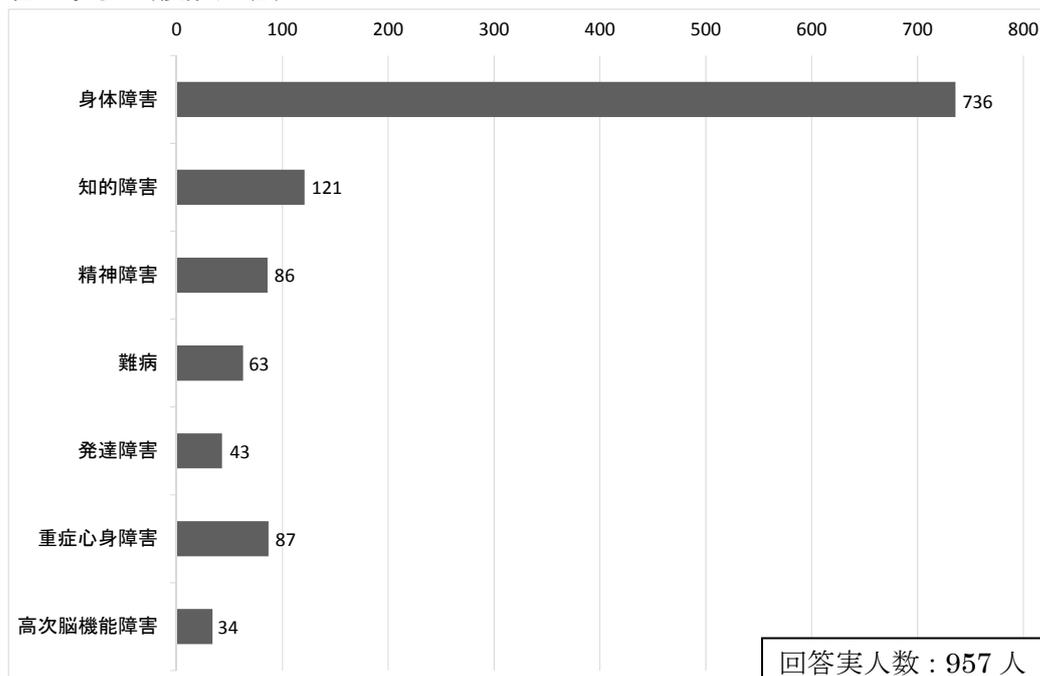
■回収状況：(全体) 回収数 992人 回収率49.2%
 (内訳) ①身体障害者 804人 回収率50.8%
 ②知的障害者 114人 回収率42.2%
 ③精神障害者 74人 回収率44.6%

(2) 回答者の属性

①回答者の性別年齢（平成26年4月1日現在）



②障害の状況（複数回答）



【障害の区分】 回答実人数 957人 「複数の障害がある」と回答した人は148人で、15.5%。

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	発達障害	重症心身障害	高次脳機能障害	合計
人数（人）	736	121	86	63	43	87	34	1,170

※難病のみ回答した人数 16人

【身体障害者手帳所持者・障害区分】 回答実人数 701人

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく機能障害	肢体不自由 （上肢）	肢体不自由 （下肢）	肢体不自由 （体幹）	内部障害	合計
人数（人）	52	46	38	183	330	59	242	950

【身体障害者手帳所持者・等級区分】 回答実人数 765人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数（人）	270	156	119	158	28	34	765
構成比（%）	35.3	20.4	15.6	20.6	3.7	4.4	100.0

【療育手帳所持者・判定区分】 回答実人数 123人

	A	B	合計
人数（人）	41	82	123
構成比（%）	33.3	66.7	100.0

【精神障害者保健福祉手帳所持者・等級区分】 回答実人数 81人

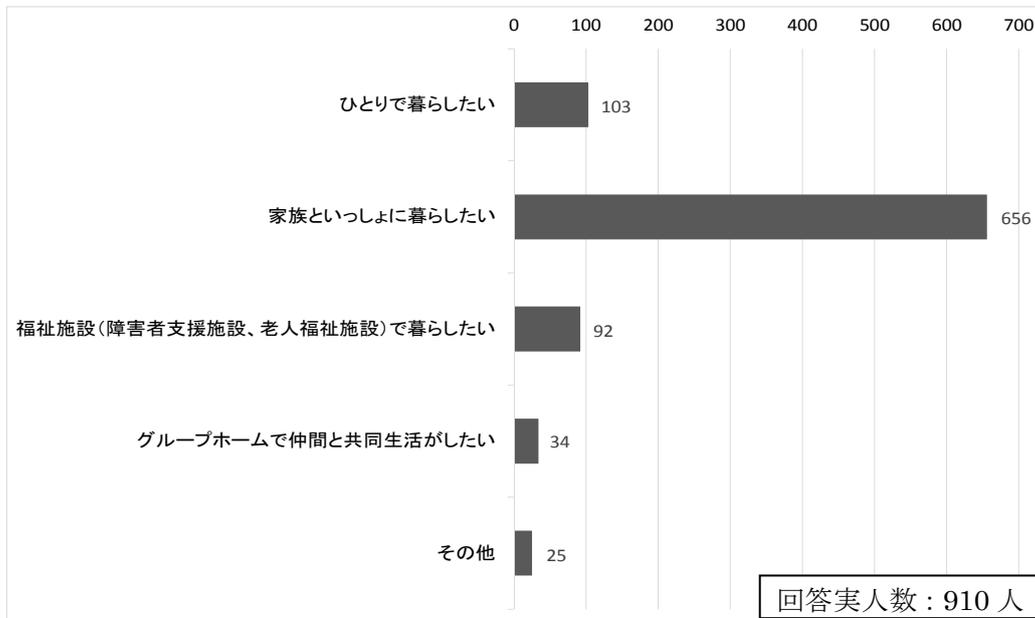
	1級	2級	3級	合計
人数（人）	13	58	10	81
構成比（%）	16.0	71.6	12.4	100.0

(3) 主な調査結果

①生活環境（安心した生活）

今後の暮らし方についての意向は、「家族といっしょに暮らしたい」が656人で、回答者の72.1%となっています。

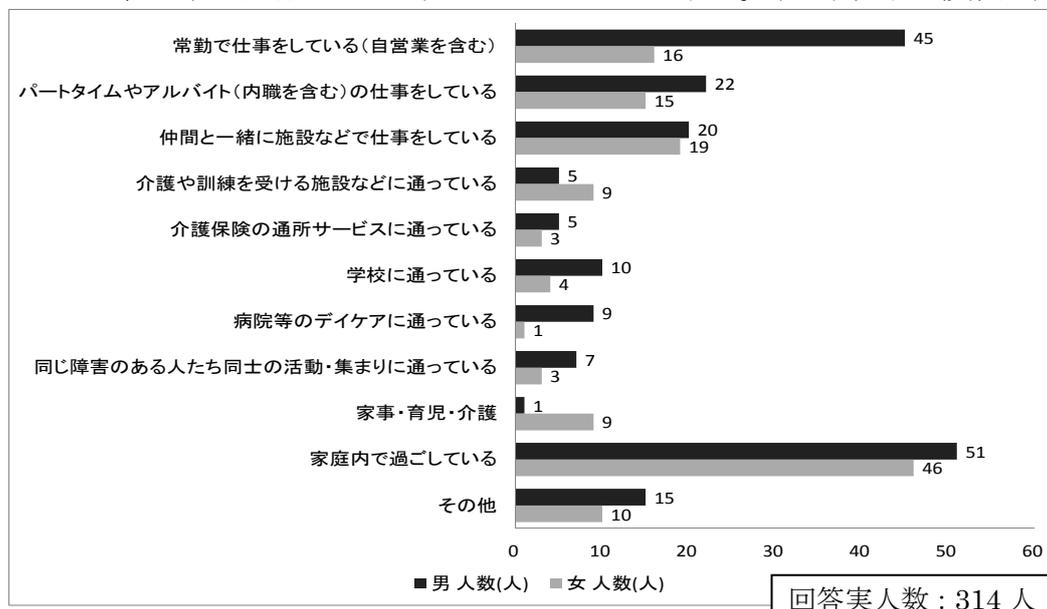
■あなたは、今後、どのように暮らしたいですか。（1つ回答）



②就労

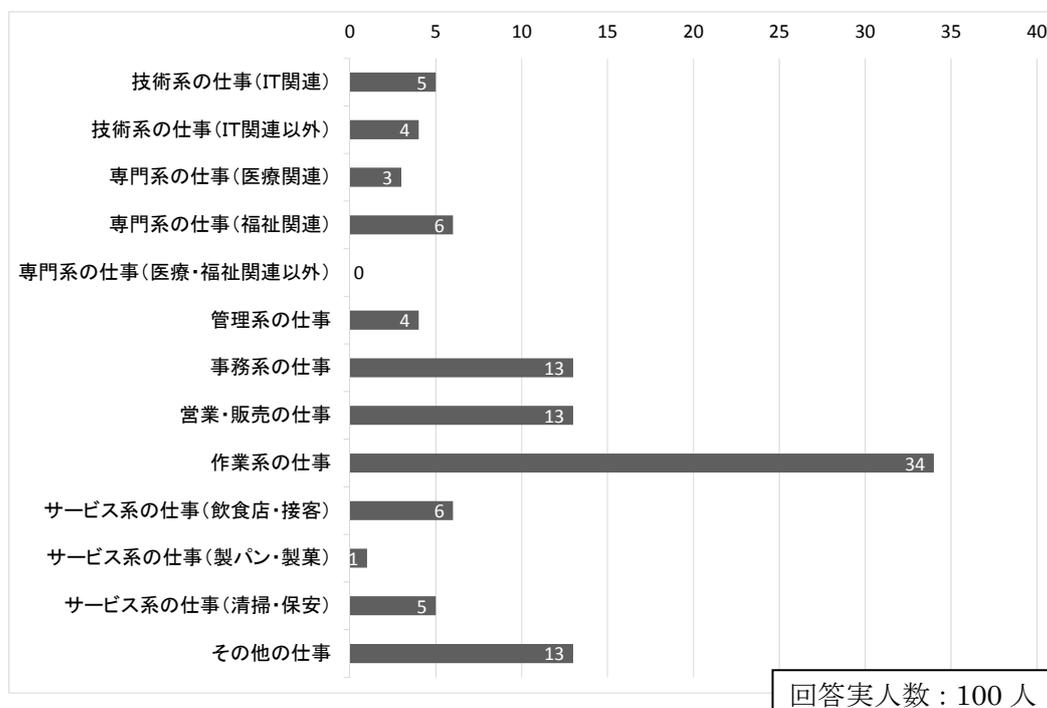
日中の生活状況は、「家庭内で過ごしている」が男女合わせて97人で回答者数の30.9%、次いで、「常勤で仕事をしている」が男女合わせて61人で19.4%となっています。

■あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか。(65歳以下で複数回答)



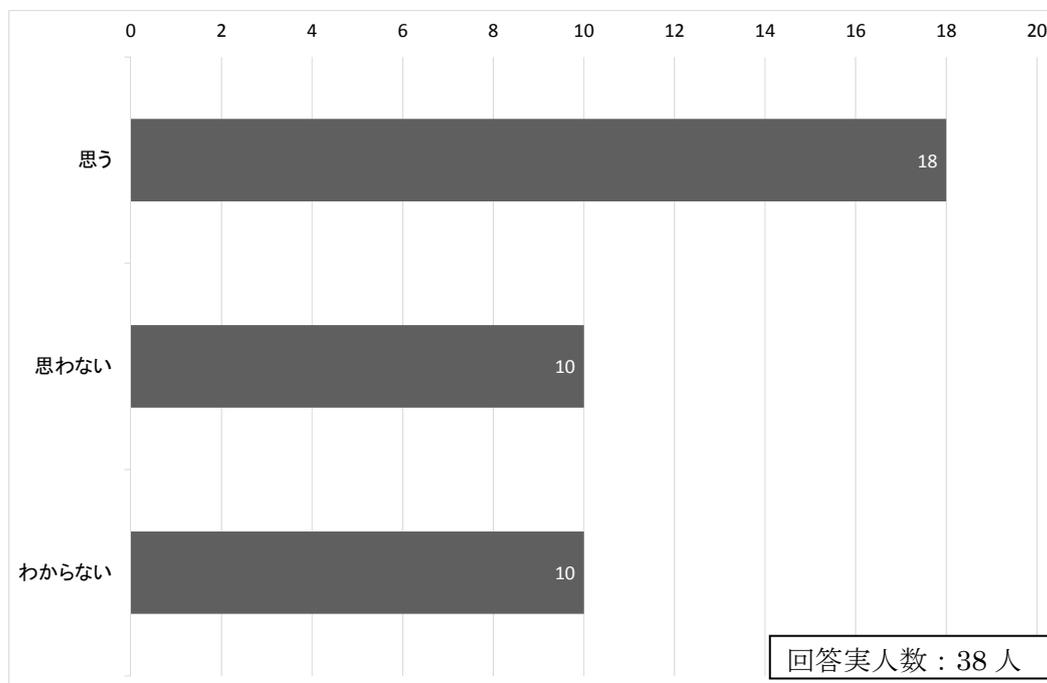
常勤者の仕事の内容は、「作業系の仕事」が34人で34%となっています。

■現在、あなたはどのような仕事をしていますか。(65歳以下で複数回答)



65歳以下で、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」と答えた人の内、一般就労を47.4%の人が望んでいます、「わからない」という人が26.3%となっています

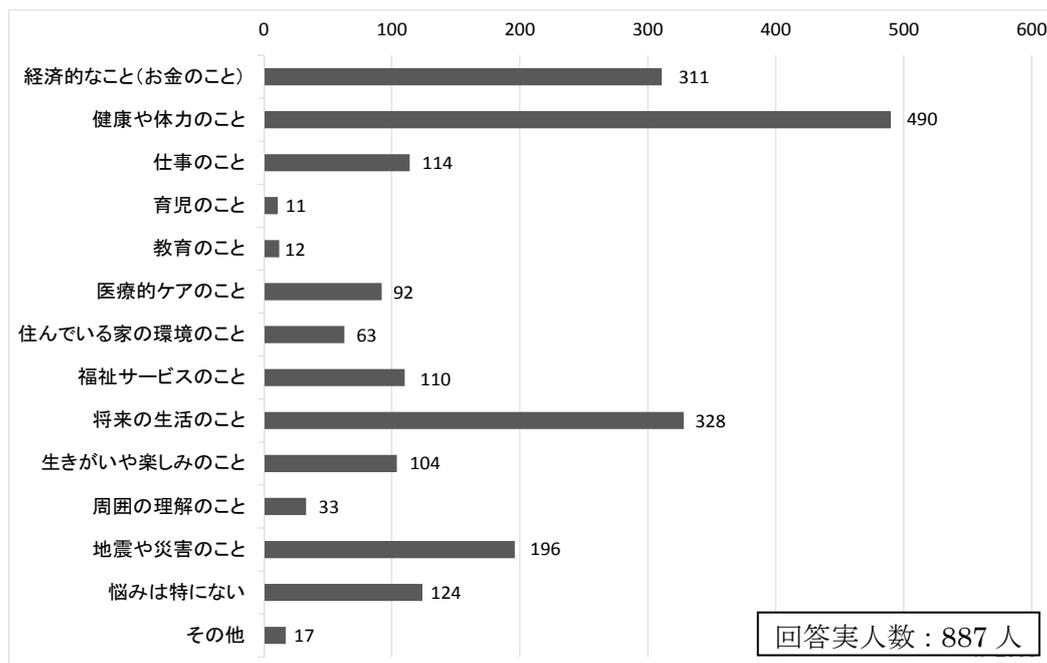
■あなたは一般就労をしたいと思いますか。(65歳以下で1つ回答)
(2つ前の設問で、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」と回答した39人に尋ねました。)



③悩み事、困り事

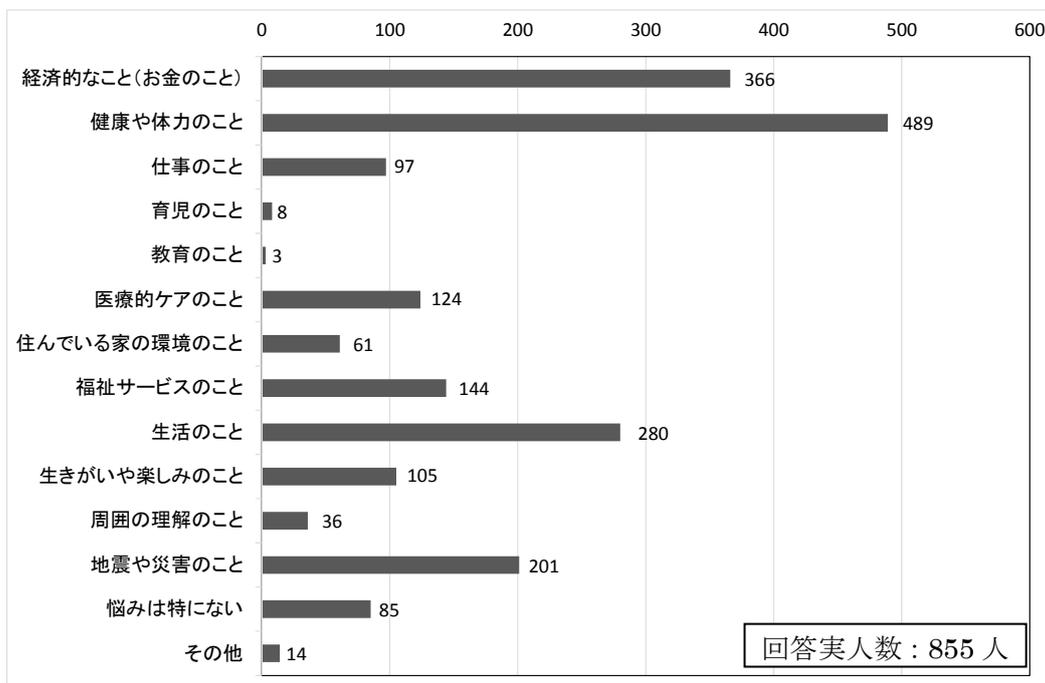
現在の悩み事は、「健康や体力」が490人で55.2%、次いで、「将来の生活のこと」が328人で37.0%となっています。

■あなたの現在の悩み事は何ですか。(3つまで回答)



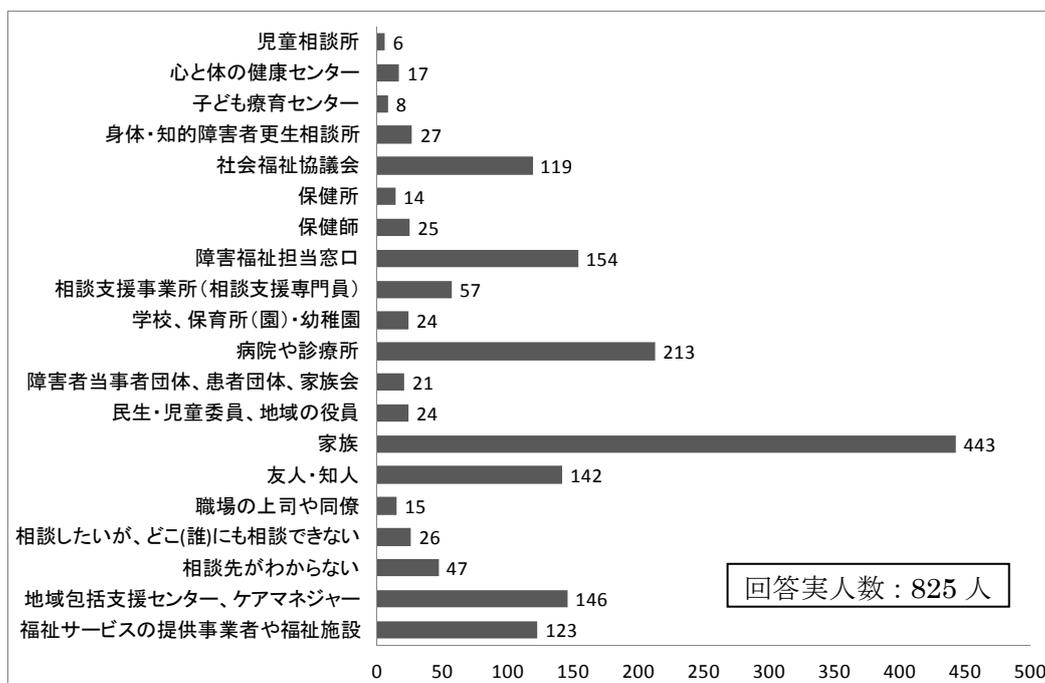
将来についての不安は、同様に「健康や体力」が489人で57.2%ですが、次いで、「経済的なこと（お金）」への不安が366人で42.8%となっております。

■あなたが障害のある方御本人の将来について不安に思うことは何ですか。（3つまで回答）



困り事の相談先は、「家族」が443人で53.7%、次いで、「病院や診療所」が213人で25.8%となっています。

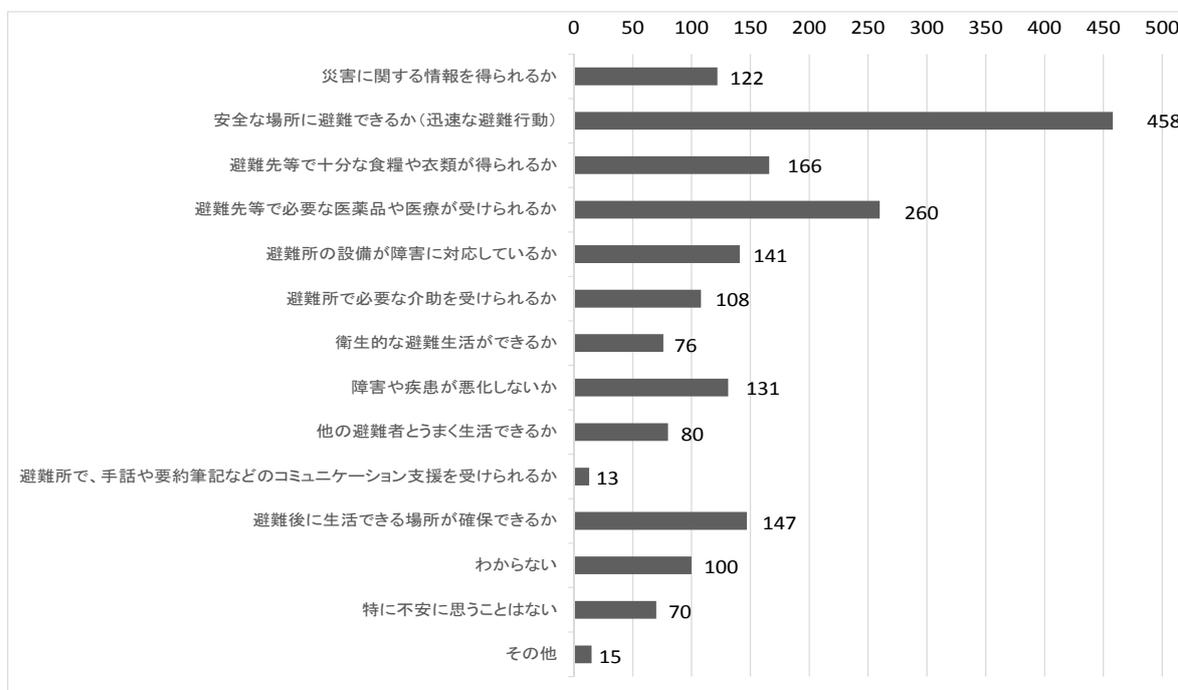
■あなたは、困り事があるとき、誰・どこに相談していますか。（複数回答）



④防犯・防災

地震等の災害時に不安に思うことについては、「安全な場所に避難できるか」が458人で回答者の56.3%となっています。次いで、「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」が260人で32.0%となっています。

■あなたは地震等の災害が起きた時についてどんなことを不安に思いますか。(3つまで回答)

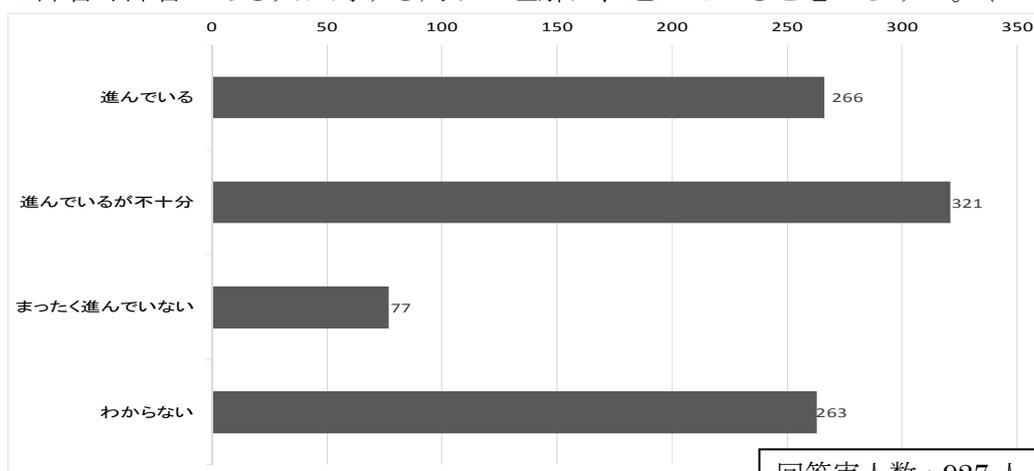


回答実人数：813人

⑤共生社会（障害者に対する周囲の理解）

障害への理解についての認識は、「進んでいるが不十分」が321人で回答者の34.6%、次いで、「進んでいる」が266人で28.7%、「わからない」が263人で28.4%となっています。

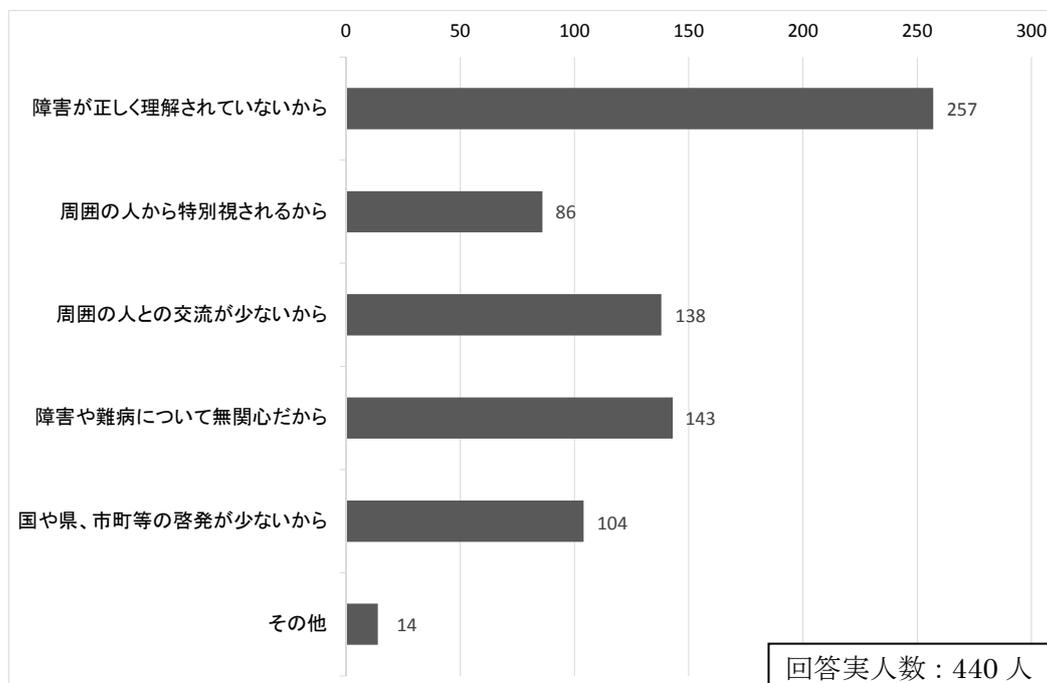
■障害や障害のある人に対する周りの理解は、進んでいると思いますか。(1つ回答)



回答実人数：927人

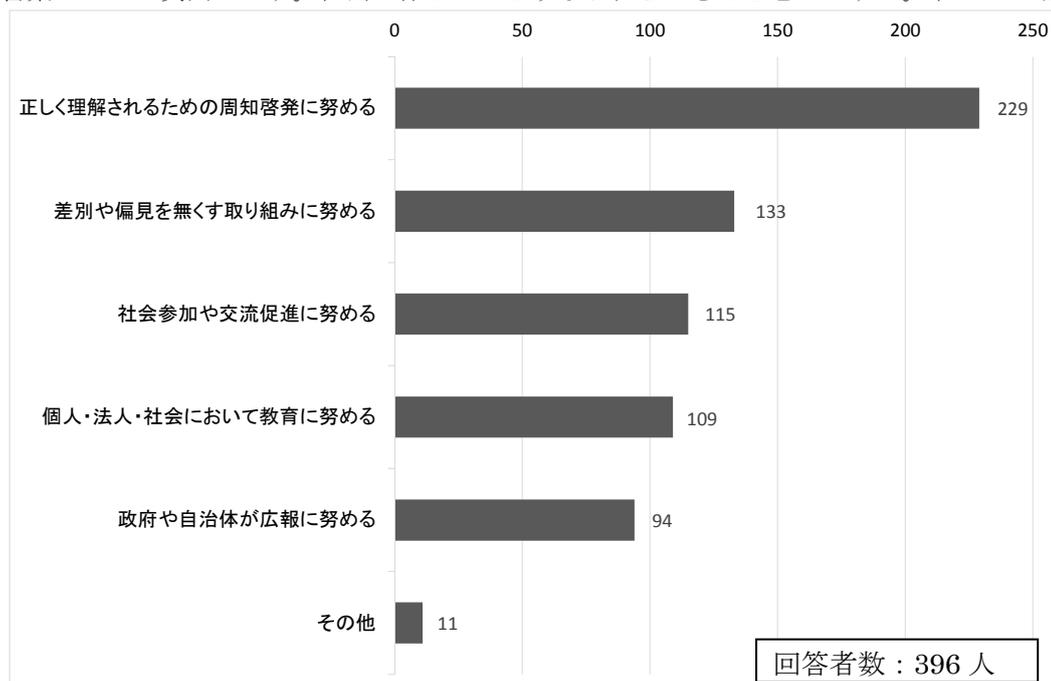
周りの人の理解が進まない理由は、「障害が正しく理解されていない」が257人で回答者の58.4%、次いで「障害や難病に無関心」が143人で32.5%、「交流が少ないから」が138人で31.4%となっています。

■障害や障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思いませんか。(3つまで回答)



改善案については、「正しく理解されるための周知啓発」が229人で回答者の57.8%となっています。

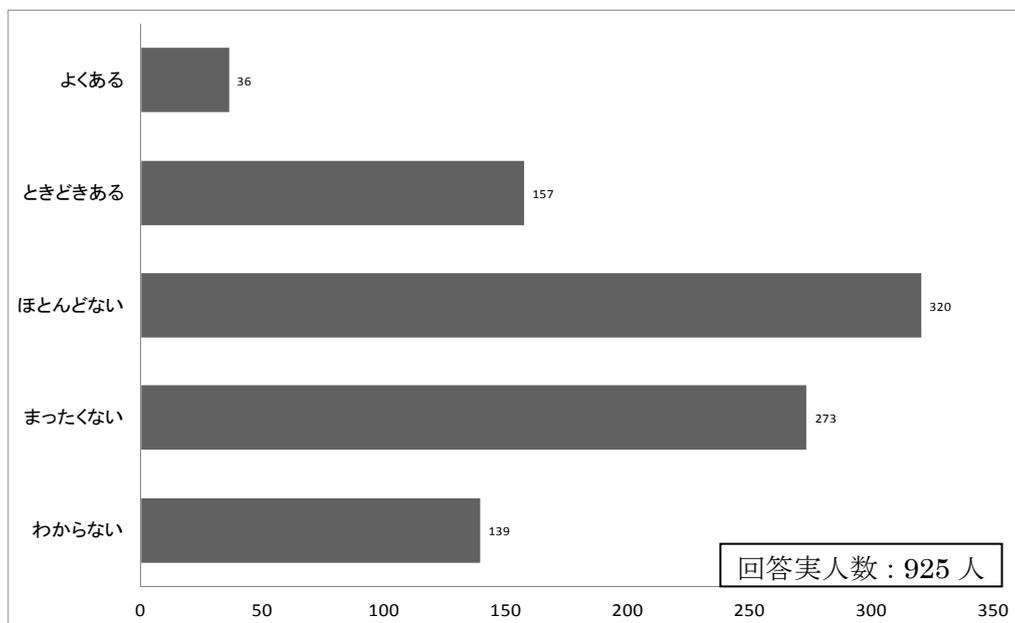
■改善案について質問します。社会全体としてどう取り組むべきだと思いますか。(3つまで回答)



⑥共生社会（障害者の権利）

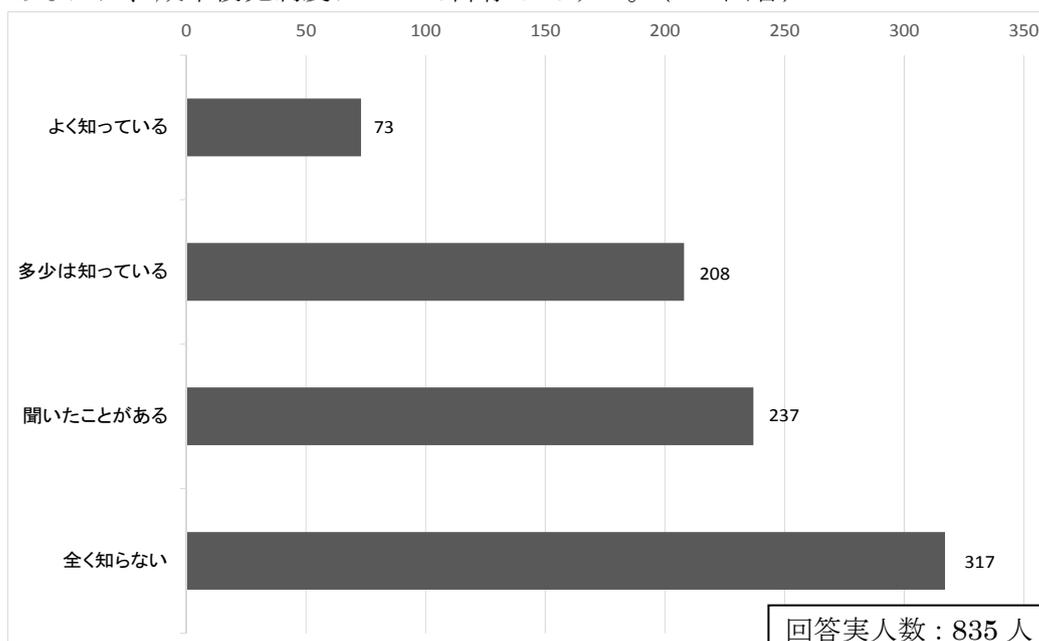
障害を理由に差別的な扱いを受けたかどうかについては、「ほとんどない」が320人で34.6%、次いで、「まったくない」が273人で29.5%となっており、合わせると64.1%となっており、差別的な扱いは少ないと言えます。

■あなたは日頃の生活の中で、障害を理由とした差別的扱いをされ、いやな思いをしたことがありますか。 (1つ回答)



成年後見制度については、回答者のうち、38.0%にあたる317人が「全く知らない」で、次いで「聞いたことがある」「多少は知っている」で合わせて53.3%あり、広報や啓発活動を継続していくことが必要な状況です。

■あなたは、成年後見制度について御存じですか。(1つ回答)



⑦障害福祉サービス等（障害者支援）

障害の種別によって、利用しているサービス、利用したサービスが異なります。現在利用しているサービスとして、身体障害者・難病の方は居宅介護が最も多く、知的障害の方は、生活介護、精神障害の方は就労支援・施設入所などとなっています。

利用したいサービスとしては、身体障害者の方は居宅介護、知的障害の方は生活介護・施設入所、精神障害の方は自立訓練・施設入所、難病の方は日常生活用具給付などが上位です。

■障害区分ごとの「利用しているサービス」「利用したいサービス」（上位5つ）

障害区分	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
身体障害	居宅介護（ホームヘルプ）	43	14.3%	居宅介護（ホームヘルプ）	47	13.1%
	自立訓練（機能訓練）	42	14.0%	生活介護	43	12.0%
	短期入所（ショートステイ）	31	10.3%	自立訓練（機能訓練）	35	9.8%
	施設入所	30	10.0%	日常生活用具給付	34	9.5%
	生活介護	29	9.7%	短期入所（ショートステイ）	32	8.9%

障害区分	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
知的障害	生活介護	26	19.7%	生活介護	15	11.8%
	施設入所	17	12.9%	施設入所	14	11.0%
	就労継続支援（B型）	13	9.8%	共同生活援助（グループホーム）	10	7.9%
	短期入所（ショートステイ）	9	6.8%	短期入所（ショートステイ）	9	7.1%
	移動支援	8	6.1%	自立訓練（機能訓練）	9	7.1%
				自立訓練（生活訓練）	9	7.1%

障害区分	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
精神障害	就労継続支援（B型）	8	11.6%	自立訓練（生活訓練）	12	12.2%
	施設入所	8	11.6%	施設入所	12	12.2%
	自立訓練（生活訓練）	6	8.7%	居宅介護（ホームヘルプ）	7	7.1%
	就労継続支援（A型）	6	8.7%	自立訓練（機能訓練）	5	5.1%
	計画相談支援	5	7.2%	就労移行支援	5	5.1%
				就労継続支援（A型）	5	5.1%
				就労継続支援（B型）	5	5.1%

障害区分	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
難病	居宅介護（ホームヘルプ）	8	16.7%	日常生活用具給付	7	11.5%
	重度訪問介護	5	10.4%	居宅介護（ホームヘルプ）	6	9.8%
	短期入所（ショートステイ）	5	10.4%	重度障害者等包括支援	6	9.8%
	自立訓練（機能訓練）	5	10.4%	生活介護	6	9.8%
	重度障害者等包括支援	4	8.3%	短期入所（ショートステイ）	5	8.2%
	日常生活用具給付	4	8.3%			

6 発達障害児等（配慮を要する子）アンケート調査結果

(1) 調査概要

・幼稚園・保育所

調査年月	平成26年2月
配布数	16施設（市内の幼稚園・保育所）
回収数	14施設
回収率	87.5%

・障害児福祉サービス利用者

調査年月	平成26年2月
配布数	69人（未就学児36人、学齢児童33人）
回収数	38人
回収率	55.1%

(2) 保護者の意見

保護者の方からの自由意見を取りまとめてみました。

●子どもの将来への不安

- ・進路、就職先などどのように決めたらいいのかわからないし、…… 障害のことを親の勤務先の上司などに話しても、企業側は理解をしてくれない。…… 子どもが働くとなると、どんな仕事があるのかを今からでも知りたいです。
- ・子どもが自立できるか、将来のことが不安で仕方がないです。
- ・就学後の友人関係をうまく築けるのか不安。…… 将来、社会に出たとき、障害に理解ある職場に就職できるか不安です。
- ・子どもがいずれ社会に出て働くことになったときに職場に障害を理解してもらえるか心配。障害が理由でいじめに合うのではないかが心配です。
- ・発達を相談できる病院に行けていません。

●保護者の不安

- ・現在は親が元気で子育てができるが、いつ、どのようになるかわからなく、不安です。
- ・子どもか自分かどちらが倒れてしまうかもしれないと、常に考えています。
- ・子育てをほとんど一人でしていること。…… たまにはゆっくりしたい時もあります。…… 実家の両親に預けるのも悪いなと思い、1～2時間だけ、たまに預かってもらい、急いで家の用事をしたりします。
- ・小学校への進学。地元の支援クラスに入れたいのですが、現在の状況を考えると不安があります。
- ・フルタイムで働いているため、日頃の子育てを祖母にお願いしています。……施設への送迎もきつそうです。……子どもと関わる時間が取れず、施設の職員の方と話をする機会があまり取れません。
- ・子どもの発達の遅さに対する不安、療育やリハビリや施設に通い詰めの日々のため常に時間に追われています。

●学習・友達に関する不安

- ・学習の遅れと教室内での孤立、いじめ等が心配です。
- ・成長も遅れ気味な息子が、いきなり大きな園でうまくやっっていけるか心配です。
- ・言葉の発達の遅れが気になるようになりました。お友達との会話などで困らないか心配です。

●サービス

- ・通学支援に関して支給日数がもらえても、引き受けてくれる事務所がなかなか見つけられない。
- ・伊予市在住のため通う施設が遠く、伊予市にもこういった設備があればいつも思います。
- ・小規模でいいので機能回復指導（リハビリ）やセンター的な役割を果たす場所が伊予市にもあればいいなと思います。
- ・タイムケアはないと困ります、デイサービスだと日数が限られているため。
- ・家庭の事情で送迎の負担が大きいため、自宅までの送迎がある放課後デイを毎日でも利用したいところですが支給日数が少ないです。

●その他

- ・幼稚園の先生にも、発達支援センターの療育の内容等を知っていただきたいと思います。知っている先生と知らない先生との差を感じるので、ある程度の知識は持っていただきたいです。

(3) 保育所・幼稚園の意見

- ・専門機関との連携が十分に取れていません。保育所に入所してから専門機関を利用していることが分かり、職員の確保が困難なことがあります。施設・保育所・学校ではそれぞれ保育経験をする内容が異なると思います。子どもにとってどんな体験が必要か、どの施設が望ましいか、計画を立てる専門的な職員が必要だと思います。
- ・いろいろな課題はあるが職員間で話し合ったり、専門機関と連携しながら手立てを考えるようにしています。研修等にも参加し、保育士一人ひとりの意識も上げていきたいです。
- ・明らかに障害と分かる場合ではなく、グレーゾーンではないかと思われる幼児の場合、保護者への伝え方に毎回悩んでいます。ほとんどが初めてという方なので、傷つけずに正しく伝えるためにはどのようにしていけばよいか、悩んでいます。
- ・日々の保育の中で職員数に余裕があるときは、配慮を要する子のクラスに加配的な意味合いで職員を増員しています。しかし、いつも同じ保育士とはならないため、本当の意味での加配的役割は難しい現状です。担任の負担が大きいと感じています。保護者との連携にあたり、（特に専門機関を勧めるときなど）毎月来園してくださっている特別支援教育巡回相談員の先生の御指導があり、とても心強いです。子どもたちだけでなく、私たち保育士へも支援してくださっているので、いつも感謝しています。
- ・一昔前の幼児と比べると、今の幼児はとても手がかかります。気になる幼児の数も増え、多様化してきたように思います。職員数（基準には十分足りていますが、手のかかる子が多い。）が少なく、行事は多く、日々の生活でいっぱいになり、時間や心に余裕が持てません。そのため、研修を受けたり、専門機関と連携をとったりして一人ひとりの幼児とじっくりと関わるのが難しくなっています。

7 団体調査結果

(1) 団体調査の概要

平成26年度中に、「伊予市障害者計画・伊予市第4期障害福祉計画」を策定するにあたり、今後のより良い福祉のまちづくりに向けて、第1次障害者計画の基本理念を基に関係団体の活動内容や課題、今後の意向を把握し、事業の改善や充実を図り伊予市の障害者福祉をより一層進めていくために実施しました。

■調査期間：平成26年9月1日～9月30日

■調査方法：郵送配布

■調査対象：伊予市内の障害福祉関係団体	13 団体
(内訳) 障害者団体	4 団体
ボランティア団体	6 団体
福祉団体	2 団体
その他団体	1 団体

(2) 調査結果

各種団体が障害者計画基本的理念に基づき、どのような活動を行なっているか、また、どのような意見があるか、主な意見を抜粋しています。

① 暮らし・生活基盤

基本理念1 障害者に対する理解、啓発、広報などの充実

問 ①障害者及びその福祉の正しい認識の普及・啓発 ②情報提供・周知 ③障害者団体の活動推進④差別の禁止
--

回答

- ・精神病について正しい理解を得るために、小学生の授業等に取り入れ、学習していただき、誤解、偏見をなくす働きかけを行う。
- ・障害者団体の活動に参加。
- ・障害者の人たちが就労している施設訪問。
- ・ふれあいのつどいに参加して障害者と関わって正しい認識の普及に努める。
- ・関連書籍を積極的に音訳していくとともに、障害者団体の活動の推進に参加する。また、多数の人たちが人権同和教育の学習会に参加できるよう啓発活動の一助を担う。
- ・小学校4年生を対象に総合学習という機会を利用し、活動中。
- ・権利擁護事業、法人後見事業に係る近隣住民及び関係者への個別説明などによる理解の推進。
- ・障害者について、市民の皆様にもっと理解をしてもらえるよう情報提供ができるとうい。
- ・伊予市広報を使ってでも、いろいろな障害があることを知ってもらいたい。

■基本理念2 保健、医療、介護対策の充実

問 ①早期発見・療育体制の整備 ②医療・リハビリテーションの充実
③高齢化対策 ④高齢者福祉の充実

回答

- ・子育てで悩んでいる人からの相談に対処できる。
- ・会員の高齢化に対する相談支援活動の充実。
- ・優しさと思いやりを持った個々の対応に期待して活動の推進に努めたい。
- ・民生児童委員等、地域福祉関係者と連携を密にして情報収集を心掛けている。
- ・居宅介護サービスを行っているが、65歳を超えて介護保険サービスに切り替わった時の利用者負担1割やサービス時間が障害サービスに比べ少なくなることや、利用できる施設が変わることに抵抗がある。
- ・閉じこもりを防ぐために、地域での交流の場をつくりたい。
- ・早期発見については、保護者にどう伝えていくかが大きな課題だと思う。
- ・保健センターから複数機関との連携を図って進めていくのがいいと思う。

■基本理念3 教育、療養の充実

問 ①早期発見、療育の充実 ②交流及び共同学習の推進 ③学校教育の充実

回答

- ・在学中は支援学級の先生との関わりが大きく、先生によって交流の幅に違いがある。
- ・地元小学校での行事に参加することで、交流を深めている。
- ・各種団体に呼び掛けて、様々な学習機会を設けて行っていただきたい。普及活動に参加していきたい。
- ・偏見をなくすため、できるだけ低年齢期に周知していく活動をしたい。
- ・中学校から、高校への連携（少しずつ出来ている。）をさらに深めたい。
- ・保育・学校現場の担当者（先生）の資質の向上を図りたい。

■基本理念4 雇用、就業対策の推進

問 ①障害者雇用の促進と安定 ②就労場の拡大 ③就労機会の拡充

回答

- ・若い層の場合、健常者同様の就労状態なので、今後の展望が描けない。
- ・伊予市には知的障害者の働く場は少ないと思う。
- ・障害者が就労を希望した場合、就職活動等を援助する立場の人が行政に欲しい。
- ・精神障害者が安心して就労するには、現場の人達の理解がないと続かないので企業にも研修の必要性がある。
- ・就労の場拡大及び就労機会の拡充等の把握。
- ・ハローワーク及び職業訓練校、作業所と連携しての就労支援と、就労した方の継続就労に向けての情報共有及び支援を実施。
- ・企業に対して、就労説明を行い、就労可能な企業を増やしてほしい。
- ・企業の合同説明会などを開いて、就労の機会を広げてほしい。

■基本理念5 地域生活を支える福祉サービスの推進

問 ①在宅・施設福祉サービスの充実 ②住宅の確保 ③相談支援体制の充実
④権利擁護事業の推進 ⑤虐待防止

回答

- ・行政と市民が連携して支援体制を充実させ、虐待防止に向けて役職者だけでなく、地域住民を巻き込んで見守り体制をしっかりとっていくことが大切。
- ・福祉関係者（市職員、施設関係者）に簡単な手話を覚えてもらえるような活動をしていきたい。
- ・市民からの相談に対して、必要な窓口につなげるようにしている。
- ・窓口を一つにして情報を共有しながら、御本人、家族の話がたくさん聞けること。

■基本理念6 伊予市を豊かにする人づくり

問 ①ボランティアの育成援助

回答

- ・新たなネットワーク形成と協力促進。
- ・会員の高齢化が進んでいるので、若い人の加入を推進したいけど難しい。
- ・サークルで手話によるコミュニケーションをとりながら手話指導していく。
- ・各種講座（手話講座、交流事業）の開催と関係ボランティアグループの育成・活動支援。
- ・ボランティアの人がいることを障害者の家族に周知する。

■基本理念7 障害者にやさしいまちづくり

問 ①公共施設と住宅の整備・改善 ②移動・交通対策の推進
③防災・防犯・救急対策の推進 ④消費者保護

回答

- ・市の防災訓練等は一部にしか知られていなかった。
- ・障害者が使えるトイレが（スーパー、体育館などに）少ない。
- ・地域の避難訓練等への参加。
- ・障害者にやさしい道路の整備。
- ・障害者にやさしいまちづくりのために広報活動に積極的に関わっていきたい。
- ・災害後の対策については保護者や家族からの情報を事前に入手しておく必要がある。
- ・どこで何が起こるかわからないので、様々なパターンを想定して考えておく必要がある。

■基本理念8 生きがいづくり

問 ①スポーツ・レクリエーション活動の振興 ②生涯学習体制の充実

回答

- ・市民ふれあいの集いなどの交流。
- ・それぞれが地域での球技大会等に出ている。
- ・習い事を続け、時として披露する指導者の立場の方も多数いる。
- ・情報保障が大切なので、多くの人が手話を学んでほしい。
- ・お料理教室もレクリエーションの一環として定期的に実施してほしい。

■基本理念9 国際交流の推進

問 ①文化・芸術・スポーツの友好交流 ②外国の福祉・障害者施策の情報交換

回答

- ・団体の個人が合唱、俳句、川柳などに参加。
- ・情報が全くないので、情報があれば考えていきたい。

② 地域社会における障害理解、団体活動について

問 地域における障害に対するイメージの現状はいかがですか。
障害理解を進めるために考えられる取組は何ですか。

回答

- ・ふれあいのつどいの参加層を拡大すべきだと思うが、現状維持がせいぜいで、なかなか広がらない。迷惑がられているのではないかと思う。
- ・育成会活動にボランティアとして参加してもらいたい。
- ・偏見差別は感じない。
- ・施設イベントや地域イベントを通じて交流の機会を増やし、出会いの場を多くする。
- ・相手の立場を考慮することが大切だと思う。それには想像力が豊かであることが前提で、今の社会はあまりにも相手を思う心が希薄になっているのではないだろうか？
- ・まだまだ十分に理解されているとは言えませんが、作業所の地域住民との交流会の開催や、ボランティアの地域イベントに参加しての啓発活動を通して、わずかではあるが障害者のイメージは変わってきたのではないかと思う。
- ・障害者理解を進めるためには、障害者にとって身近な理解者の精神保健ボランティア育成講座、住民の心の健康講座の開催などを今後も継続することにあると思う。
- ・手話サークル関係者以外は、聞こえない方々に対してあまり理解が得られていないと思う。
- ・高齢者の介護サービスに比べて、障害者のサービスは少ないと感じる。
- ・障害者の理解のために、小さなコミュニティでの座談会、勉強会等の開催や地域の人たちと和みながら話すことのできる場所の確保。
- ・各種団体、教育関係機関の会合等での啓発及び理解と、各種サービス等の説明。

問 障害者と地域との交流はありますか。
今後さらに地域との交流を進めるために取り組んでいることはありますか。

回答

- ・障害者とともにイベント、わくわく交流会実行委員会に障害参加、作業所と交流会等実施。
- ・市民ふれあいのつどいに参加し、一緒に競技したり、交流している。
- ・夏休み手話教室の実施。
- ・地域の会合に積極的に参加していただきたいという思いから地域の会等への参加、出席を勧めている。
- ・地域内の実態把握をすることが第一と考えられる。
- ・実態を知ることと、その実態を多くの方にどのようにして知っていただくかと考える。

③ 団体の役割について

問 地域における団体等の果たすべき役割は何だと思えますか。

回答

- ・家庭に閉じこもりがちになる障害者を積極的に外へ引っ張り出して、社会との交流をはかり、障害にめげず、明るい老後を送ってもらう。高齢者会員があまりにも多いのでこういう形にならざるをえない。
- ・悩みを持つ学童期のお母さんたちが私たちの会の存在を知り、相談すること。
- ・閉じこもりがちな視覚障害者の野外活動を増やすための団体の活動内容をアピールする。
- ・地域の核であると思う。ただし、価値観の多様化、個人主義の優先で会員確保が難しくなっている。
- ・自分たちのグループでできることを積極的にしていくことだと思う。
- ・障害者の社会参加を支援するとともに、地域住民の障害に対する理解を深める啓発活動を進め、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害者の身近な存在、理解者として地域での活動を継続していくこと。
- ・地域の行事等で住民との交流を図りながら啓発活動し、ボランティアの存在を知ってもらう。また、研修会で学んだことを多くの地域住民に知らせ理解者を増やす。
- ・関わりのある障害者の皆様のことを説明して、周囲の理解を進めることや橋渡し。

問 他の団体等と協働していますか。

協働を進めていくために必要な取組は何でしょうか。

回答

- ・行政又は社協が音頭を取って、きっかけをつくってはどうか。
- ・他の団体との連携の強化。
- ・情報交換と人間関係の構築が大切だと思う。
- ・社協ボランティア連絡協議会に入会し、積極的に行事に参加し、他の障害についても理解するようにしている。

問 行政と協働していくために必要な取組は何だと思えますか。

回答

- ・行政内及び近くにいる障害者が積極的に障害者団体にも加入し、団体と行政の橋渡し役として活動してほしい。
- ・行政との関わり、今はベストだと思います。
- ・医療、保険、福祉の向上。
- ・協議しながら安全安心で暮らせる、明るい伊予市に。
- ・まず、地域が同一方向性を持ち活動すること。その中で見えてくる問題やアイデアを発信していくこと。
- ・それぞれ、自分の地域＝ふるさとがどんな場所であってほしいか、どんな場所にしたいか、考えることが大切。
- ・行政からの働きかけ次第だと思う。残念ながら、前から引っ張って、後ろから押してでないと、なかなか事が進まないのが現状ではないか。
- ・守秘義務ということで何も教えていただけないのが現状。
- ・実態の把握ができないと活動が難しい。正しい情報の共有。

8 計画策定審議会・自立支援協議会での意見

伊予市障害者福祉計画策定審議会及び伊予市地域自立支援協議会での意見を紹介します。本計画は、こうした議論を踏まえて作成されました。

伊予市障害者福祉計画策定審議会

- ・伊予市内での就労促進の工夫を。
- ・市役所の障害者の法定雇用率を満たしているのか。
- ・子育てプラン等とのすりあわせはできているのか。
- ・市内に知的障害者のA型就労事務所、グループホームなどの施設建設を。
- ・就労支援事業所の開設を。
- ・パブリックコメントを有効的なものにするような工夫を。
- ・両親が高齢で子どもの障害が重なると大変なことだ。その点を踏まえた福祉計画を。
- ・常に新しい相談内容が寄せられる。いろいろな方から学べるよう伊予市として研修に取り組んでいただきたい。
- ・各施設で職員や教員の障害に関するベテランを育てていかないと、伊予市は良くならない。

伊予市障害者自立支援協議会

- ・子どもたちが市外の療育センターに通っている。市内に施設を作ってほしい。
- ・発達障害については、本人の自覚もなく、家族も理解していないことが多い。
- ・企業側の評価と自分の能力とが一致していないことが問題である。
- ・市内に就労移行支援事業所を設けてほしい。
- ・障害者権利条約に配慮した計画を。
- ・障害のある人もない人も同じ場で教育を受ける権利があります。
- ・住宅の確保に関して、保証人などを簡略化できないか。
- ・虐待については、早期に発見して隔離することが大事。相談支援部会が動き、話し合いを持つ。
- ・緊急通報システムを使いやすくする必要がある。病状や住所を言えることが要件となっているため、使えない場合がある。

第3章

地域生活又は一般就労 への移行の数値目標



ピワひめ

第3章 地域生活又は一般就労への移行の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成29年度末までに平成25年度末における福祉施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末から4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとしています。

本市では、施設入所者の地域移行が進む反面、新たな入所者や入所希望者がそれを上回る傾向があります。第1期計画時点で79人であった施設入所者は、グループホーム等への地域移行が進み、平成25年度末で65人となっています。

目標数値は、平成29年度末までに平成25年度末の施設入所者の内12%（8人）が地域生活に移行するとし、これに伴い平成29年度末の施設入所者数は、57人となります。しかしながら、在宅から施設入所する者（5人）を考慮して、平成25年度末現在の施設入所者数から3人減の62人を目標とします。

【入所施設の入所者の地域生活への移行支援に関する目標値】

項目	数値	考え方
現在の全入所者数（市外）（A）	65人	平成25年度末（3月31日）の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	62人	平成29年度末時点の利用人員
削減見込（C）	3人	差引減少見込み数（A-B）
地域生活移行者数（D）	8人	施設入所からグループホーム等に移行する人の数

（A）（B）については、18歳以上の障害児施設入所者7人を含んでいます。

※ 平成29年度末までに施設入所からグループホームなどに移行する人数の考え方

（国の基準を満たすためには）

地域生活移行者数（D） $65人 \times 12\% = 7.8人 \Rightarrow 8人$

目標年度入所者数（B） $65人 \times 96\%（4\%減） = 62.4人 \Rightarrow 62人$ 、となる必要があります。

目標年度入所者は、8人の地域生活移行者を見込みますが、5人が在宅から施設に入所すると見込み、差引き3人の減とします。

地域生活への移行人数 8人 $65 - 8 = 57人$

在宅から施設に入所する人数 5人 $57 + 5 = 62人$

削減見込み $8 - 5人 = 3人$ $65（A） - 62（B） = 3（C）$

【施設入退所の状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年9月末
入所者数	0人	0人	1人	0人
退所（死亡含む）	3人（うち死亡1人）	1人	0人	0人
退所後の所在	労災施設・介護施設	在宅	—	—

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年9月末
施設入所者数	66人	65人	65人	65人
CH・GH入所者数	22人	28人	30人	31人

CHは「ケアホーム（食事・入浴・家事などの支援を受けながら暮らしていく施設）」の略

GHは「グループホーム（地域の住宅で数人の障害者が共同で暮らす形態）」の略です。

2 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人の数を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上にすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成29年度末には6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する」とされています。

第3期計画では平成26年度中に4人が一般就労することを目標としましたが、実績は2人です。市内に就労移行支援及び就労継続支援A型事業所がないことが、目標達成のできない主な要因と考えます。

第4期計画においては、平成29年度中に2人が一般就労に移行することを目標とします。また、就労移行支援事業を利用する人は25年度末の8人から62.5%増の13人を目標とします。

第3期【一般就労移行の目標値】(平成26年度)

区 分	目標数値	摘 要
一般就労移行者目標値	4人	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業利用目標値	22人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人数
就労継続支援(A型)事業利用目標値	20人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する人数

第3期【一般就労移行の実績値】(平成26年度)

区 分	実績値	摘 要
一般就労移行者(※)	2人	平成26年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数(見込み)
就労移行支援事業利用	8人	平成26年9月末において就労移行支援事業を利用する人数
就労継続支援(A型)事業利用	26人	平成26年9月末において就労継続支援(A型)事業を利用する人数

第3期(※)一般就労者の内訳

	福祉施設から一般就労した人	特別支援学校から一般就労した人
平成24年度	1人	
平成25年度	0人	1人
平成26年度	2人	

第4期【一般就労移行の目標値】(平成29年度)

区 分	目標数値	摘 要
一般就労移行者目標値	2人	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数(国の基本方針により、平成24年度中に福祉施設を退所して一般就労した人数1人の2倍とする)
就労移行支援事業利用目標値	13人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数(国の基本方針により、平成25年度末に就労移行支援事業を利用した人数8人の6割以上増加) $13 \div 8 = 162.5\%$

3 入院中の精神障害者の地域生活への移行

「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方にに基づき、地域への受け入れ条件を整えれば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を促進します。入院期間が短い患者ほど退院する可能性が高いことに着目し、入院が長期化することがないように、早期退院を促すことを目指します。

そのため、①相談支援・就労支援等の施策の強化やサービスの充実を通じ、地域で安心して暮らせる社会資源を整備すること、②普及啓発等の活動を通じて精神障害者に対する市民への理解を深めることが必要となります。

地域で安心して暮らせる社会資源については、次のとおりです。

住まいの確保と身のまわりのケア	グループホーム等、居宅介護、短期入所
働く場所・日中活動の場の確保	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター など
生活等を支援する相談窓口	指定相談支援事業、ハローワーク、福祉事務所、保健センター、伊予市障害者相談支援センター

○ 入院者数等

平成26年度の愛媛県の調査を基に、伊予市分の案分率（3%）を算出しました。

平成26年4月1日現在

愛媛県 退院可能な患者数 1,034人（入院患者数4,074人）

伊予市 退院可能な患者数 31人（入院前居住地）

$31人 \div 1,034人 = 2.998\% \approx 3\%$

以下の数値については、愛媛県の数値は精神保健福祉資料から。伊予市の数値は愛媛県の数値の3.0%として算出したものです。

項目	入院者数（人）			退院者の状況（人）平成24年6月			
	総数	1年未満	1年以上	総数	家庭復帰	GH・CH	その他
愛媛県計	4,238	1,415	2,823	419	246	37	136
伊予市	127	42	85	12	7	1	4

○ 3か月未満入院者の平均退院率の向上

平成29年度6月入院患者の入院後3か月時点の退院率（平成29年6月から8月末までの3か月間の退院）を64%以上とします。

項目		平成23年度 (国調査)	平成24年度 (国調査)	平成25年度 (国調査)	平成29年度 (目標)
入院後3か月時点の退院率 (愛媛県・伊予市)		50.9%	56.2%	61.3%	64.0%
入院後3か月 時点の退院者	愛媛県	201	245	268	279
	伊予市	6	7	8	8

○ 入院後1年時点の退院率の向上

平成29年6月入院患者数の入院後1年時点の退院率（平成29年6月から平成30年5月末までの1年間の退院）を91%以上とします。

項目		平成23年度 (国調査)	平成24年度 (国調査)	平成25年度 (国調査)	平成29年度 (目標)
入院後1年時点の退院率 (愛媛県・伊予市)		86.6%	87.4%	90.6%	91.0%
入院後1年時点の退 院者	愛媛県	342	381	396	397
	伊予市	10	11	12	12

○ 在院期間1年以上長期在院者数の減少

平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上の減少とします。

項目		平成23年度 (国調査)	平成24年度 (国調査)	平成25年度 (国調査)	平成29年度 (目標)
在院期間1年以上の 長期在院者数	愛媛県	2,919	2,823	2,692	2,312
	伊予市	88	85	81	69

4 地域生活拠点の整備

国の基本方針により、「障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備すること。」となりました。伊予市でも、29年度末までにこれらの機能を有する施設の整備を目指すことといたします。

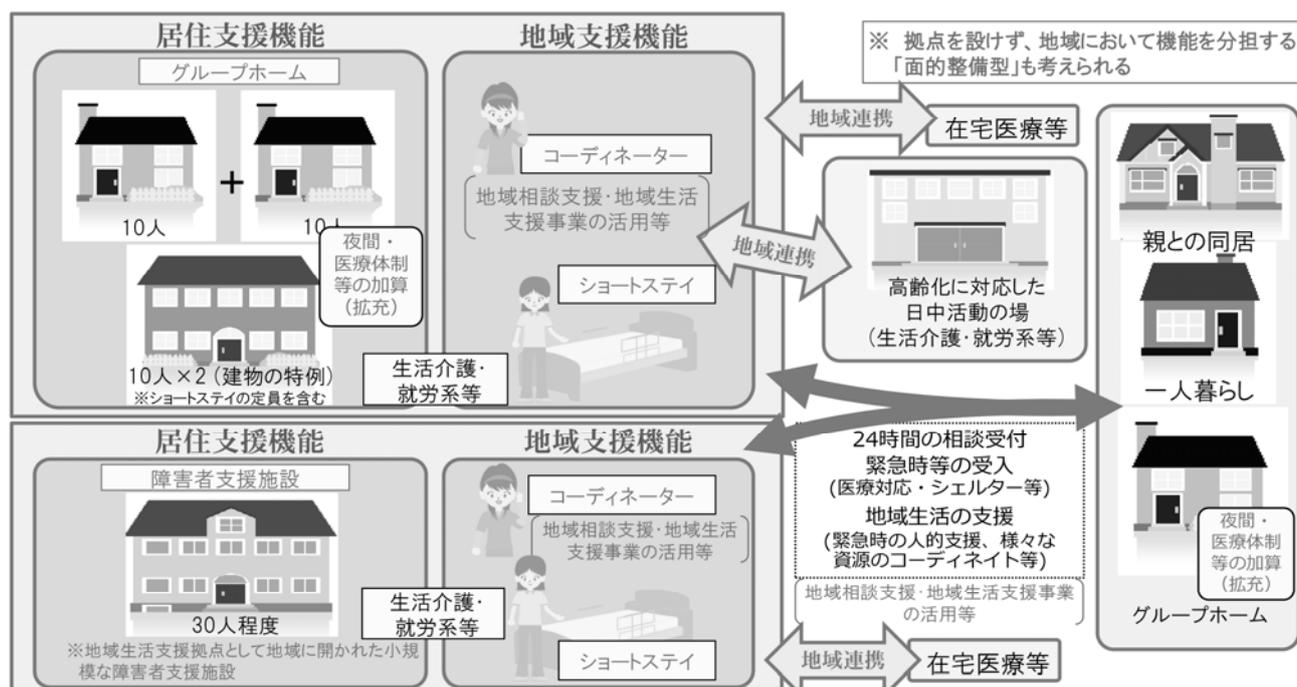
国も指針で示していますが、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点で、グループホーム等入所施設を中心にするパターンや、近隣の事業所ネットワークで面的に構成するパターンなど、いくつかのパターンが想定されます。（下図「障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想」参照。）これを少なくとも1つの圏域に1つ以上整備するのが望ましいというもので、在宅の方への24時間の相談受付、地域生活の支援、在宅医療との地域連携を行う体制が必要とされます。

当市においても、障害者の地域移行等の推進には、グループホームの整備が大変重要であることから、国の補助制度等の活用を図りながら、計画的に障害者の居住の安定確保及び自立支援を図ります。そのために事業所間同士の連携を働きかけ、居住系サービス及び日中活動の場の確保など、障害者の地域生活を支援するための多機能拠点（地域生活支援拠点）又は機能を分担する面的整備を含めた整備目標に掲げた事業の推進を行います。

また、グループホームの整備促進には、地域における障害者理解が不可欠です。障害に対する地域の理解を深められるよう、日頃から施設の地域開放や地域行事への参加など、交流機会の拡充を促進します。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

5 重点的な取組

(1) 第3期の取組実績

① 障害者（児）施設等の整備

市内の障害者や障害児の日中活動の場所が、老朽化したり手狭になっていることから、平成25年度オープンした伊予市総合保健福祉センター内に、障害児が放課後活動できる施設「障害児タイムケア施設」と障害者団体が活動できる「団体活動室」を確保しました。

また、地域活動支援センターについても、平成25年4月から新たな場所に新築移転しました。

② 市の障害者の雇用等数

障害者雇用促進法に基づき、障害者の就労を支援するため、市町において短期雇用や職場実習を含む障害者の雇用等を推進することとなっています。

本市の障害者雇用率は2.58%であり、地方公共団体の法定雇用率2.3%を達成していますが、障害のある人のさらなる就労促進に向け、障害者枠での臨時職員の募集を定期的に行い、臨時職員として事務補助等の採用がありました。

③ 市の優先発注等の件数・金額

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、県や市町において平成25年度中に障害者就労施設からの物品等の調達のための方策と目標金額を設定した方針を制定しました。

本市では、平成25年12月に調達方針を制定し、目標額を10万円としています。障害のある人の工賃アップに向け福祉施設への優先発注に取り組み、平成26年度からは前年度を超える実績額を目指しています。

平成25年度目標額	100,000円	実績額	122,950円
平成26年度目標額	300,000円	実績額	130,644円（26年10月末現在）

(2) 第4期の重点施策

① 地域社会における共生を支援する生活の場づくり

障害者基本法や障害者総合支援法では、「地域社会における共生」を主要な理念として掲げ、その実現が障害者施策の中心的なテーマとなっています。中でも、障害者が日常生活・社会生活を送る居住の場や日中活動の場の整備・充実は、障害者の地域生活を支える上でなくてはならないものです。また、居宅生活を希望する障害者支援のため訪問系サービスなどの基盤整備を進めることも重要です。

本市では、これまでもグループホームや日中活動系サービスを提供する施設の整備を目標に掲げ計画的に進めてきましたが、今後は様々な障害のある人のニーズに対応し、地域での生活を支えていくため、量的な確保とともにサービスの質の充実や訪問系サービスの整備にも力を入れていきます。また、こうした障害福祉サービスを活用しながら、地域で障害者を見守る体制づくりも考えてまいります。本計画では、見込量の算出や見込量確保のための方策の設定を行い、障害者の生活の場づくりの推進を図ります。

② 総合的な就労支援体制作り

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮提供の義務付け、精神障害者の雇用義務化が行われるとともに、障害者の法定雇用率が引き上げられました。

また、平成24年6月には障害者優先調達推進法が施行され、障害者就労施設などから物品等を優先的に調達することにより、障害者施設などで就労する障害者の経済的自立を支援することが定められました。

本市では、これまでに公共職業安定所（ハローワーク）やえひめ障害者就業・生活支援センターを中心に、就労移行支援・就労継続支援事業所等とともに、障害者の一般就労・福祉的就労を支援してきましたが、今後は就労相談から職業指導、求職活動、就労後のフォロー（支援）まで、一貫した総合的支援を提供できるように体制の整備を図ります。

③ 障害種別によらないサービス提供の実施

障害者総合支援法では、サービス提供対象に難病患者が正式に位置付けられ、障害種別によらないサービス提供の実施が定められています。障害者手帳をお持ちの方はもちろん、手帳を持たない方も必要に応じてサービスを利用できるように、制度の周知・啓発を図っていく必要があります。

本市では、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等に対する支援を一層充実させることで、サービス利用を必要とする人が制度の谷間に落ち込むことがないように配慮していきます。

④ 相談支援体制の充実

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、自己選択・自己決定を支援しながら各種のニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

福祉サービスに関することのみならず、近年増加傾向にある障害児・者虐待や災害発生時のための対策などの様々な問題について、障害者や家族等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のために必要な施策を推進していきます。

また、障害者自立支援協議会を適切に運営し、関係機関等の有機的な連携の下で、地域の課題の改善に取り組んでいきます。

⑤ 障害児支援の充実

平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。同法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しており、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障害児のためのサービスは、児童福祉法の下に一元化されましたが、全てのライフステージ（人生の段階）にわたって障害者の日常生活・社会生活を支えていくことが必要なことから、本計画では障害児に係るサービス提供に関しても活動指標や見込量確保のための方策を設定し、支援の充実に努めます。その際には、教育・子育て・保健・医療など関係部局との連携を図っていきます。

⑥ 障害についての啓発活動

障害者が日常生活・社会生活をそれぞれの地域で健常者とともに過ごすためには、お互いが十分に理解しあうことが必要となってきます。偏見や先入観などによって障害者を排除したり、差別したりすることがないように、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行います。

市職員の研修をはじめ、公民館の学級や人権学習などの機会に障害者や障害者に関する制度、構築すべきバリアフリー（無障壁）社会、誰にでもよく分かる表示方法などについて具体的な啓発活動を進めます。

第4章

障害福祉サービス等の 見込量と今後の方策



ハモのすけ

第4章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスの見込みに当たっては、各サービスの利用実績を踏まえ、アンケートにおける利用希望の状況を考慮しながら、平成29年度は全体で1,825時間分、71人分を見込みます。

また、これまで視覚障害者の移動支援は地域生活支援事業の移動支援事業でサービスを見込んでいましたが、平成23年10月から同行援護が創設されたことに伴い、訪問系サービスとして利用を見込みます。

在宅生活を送る上で、訪問系サービスは身近で、重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながら、サービス量の確保に努めていきます。

以下の表中の「前期」とは、第3期計画期間（平成24年度から平成26年度）

「今期」とは、第4期計画期間（平成27年度から平成29年度）を表します。

【訪問系サービスの計画・実績・目標】

訪問系サービス		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
前期目標	居宅介護	45	553	48	582	51	610
	重度訪問介護	2	425	3	550	4	675
	行動援護	1	20	1	20	1	20
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	同行援護	9	180	10	200	11	220
	訪問系サービス合計	57	1,178	62	1,352	67	1,525

前期実績	居宅介護	44	490	46	625	49	537
	重度訪問介護	0	0	1	240	1	252
	行動援護	0	0	0	0	1	13
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	同行援護	6	83	5	38	7	28
	訪問系サービス合計	50	573	52	903	58	830

訪問系サービス		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
今期目標	居宅介護	52	630	55	660	58	700
	重度訪問介護	1	370	2	870	3	995
	行動援護	1	20	1	40	1	40
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	同行援護	7	30	8	60	9	90
	訪問系サービス合計	61	1,050	66	1,630	71	1,825

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活支援は利用が年々増加傾向にあります。各年度の平均利用者数からその伸びを考慮し、平成29年度で117人分（施設入所者の利用を含む。）、2,574人日分の利用を見込みます。

市内サービス提供事業所は、1事業所で、主に知的障害や重複障害の方が利用されています。本サービスを希望する人は今後も増えると考えられるほか、サービス内容についても利用者からのニーズが多様化していくことも考えられることから、サービス提供事業者の確保及びサービスの質の向上に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立指導（機能指導）は、医療機関を退院し、2年間のリハビリ指導の後在宅に戻ることを目的とした重度の身体障害者の方が施設に入所して利用しています。市内にサービス提供事業所はありません。

各年度の平均利用者数からその伸びを考慮し、平成29年度で1人分、30人日分の利用を見込みます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立指導（生活指導）は、知的障害者の方が2年間生活指導を目的に入所しています。市内にはサービス提供事業所はありません。

今後、利用を希望する人が増えても対応できるよう、平成29年度で実利用者数1人分を見込みます。自立指導（機能指導）と同様に、サービス提供内容などの情報の周知に努めます。

(4) 就労移行支援

市内にサービス提供事業所がないため、近隣市町の事業所を利用しています。就労移行支援の利用実績はほぼ横ばいの状況にありますが、潜在的に一般就労を希望する人が多くいること、また、平成24年度からは就労継続支援事業を利用するには、原則として就労移行支援事業を利用してからのことからも、利用者が増加すると予想し、平成29年度で15人分、330人日分を見込みます。

福祉施設から一般就労を進めるためにも、本事業の利用促進を図るとともに、就労関係機関との連携を推進します。

(5) 就労継続支援A型

就労継続支援A型とは、通常の事業所での雇用は困難ですが、契約による就労が可能な人に対して知識や能力向上のために行う支援です。

就労移行支援と同様に市内にサービス提供事業所がないため、近隣市町の事業所を利用しています。就労継続支援A型の利用実績も一時期増加し、その後は横ばいの状況にあります。

サービス量について、一般就労に向けて、平成29年度で30人分、660人日分を見込みます。安定した事業運営と就労支援のため、就労関係機関との連携を推進するほか、福祉施設からの優先発注の実施に向けて検討します。

(6) 就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、通常の事業所での雇用は困難で、契約による就労が困難な人に対して知識や能力向上のために行う支援です

就労継続支援B型の利用実績は、旧法施設からの移行や事業所の新設もあり、平成24年度で大きく増加していますが、その後は横ばいの状況にあります。

現在、市内サービス提供事業所は2事業所で、市外の事業所を含めると、ほかの日中活動系サービスと比べて多い状況にあります。本サービスを希望する人は今後も増えると考えられますので、利用者のニーズに対応する多様なサービスの提供や障害の特性等を理解した事業所職員の技能向上とサービスの質の向上に努めます。

サービス量は、特別支援学校の卒業生（在学中に就労移行を利用した者）、就労経験のある利用者が増加すると考え、平成29年度で104人分、2,288人日分を見込みます。

就労継続支援A型と同様に、安定した事業運営と就労支援のため、就労関係機関との連携を推進するほか、福祉施設からの優先発注の実施に向けて検討します。

(7) 療養介護

療養支援の利用者は、5人となっています。サービス提供事業所は、愛媛医療センターです。現在の利用者数を平成27～29年度における利用者数として見込みます。

【日中活動系サービスの前期目標値】

項目【前期目標】	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)
生活介護	101	2,222	104	2,288	109	2,398
自立訓練（機能訓練）	1	22	2	44	2	44
自立訓練（生活訓練）	2	44	2	44	3	66
宿泊型自立訓練	1	22	1	22	1	22
就労移行支援	18	396	20	440	22	484
就労継続支援（A型）	13	286	15	330	20	440
就労継続支援（B型）	60	1,320	65	1,430	70	1,540
療養介護	5	—	5	—	5	—
計	201	4,312	214	4,598	232	4,994

※1か月を22日で算出します。

【日中活動系サービスの前期目標値】（上の表のうち「生活介護」の内訳）

(再掲)	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
障害者施設入所者	62	1,364	63	1,386	63	1,386
18歳以上障害児施設継続入所者*	7	154	7	154	7	154
通所者	32	704	34	748	39	858
計	101	2,222	104	2,288	109	2,398

※改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の人で、改正後の法に基づく指定障害者支援施設等に引き続き入所している人。（以下「継続入所者」という。）

【日中活動系サービスの前期実績】

項目【前期実績】	平成24年度		平成25年度		平成26年度見込	
	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)
※生活介護	105	2,379	109	2,248	110	2,243
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	23
自立訓練（生活訓練）	1	30	1	30	1	10
※宿泊型自立訓練	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	14	296	10	212	8	226
就労継続支援（A型）	14	281	17	321	21	454
就労継続支援（B型）	63	1,174	74	1,274	80	1,731
療養介護	5	—	5	—	5	—
計	203	4,180	217	4,105	226	4,687

※ 生活介護には、障害者施設入所者、18歳以上障害児施設継続入所者、通所者を含む。

※ 宿泊型自立訓練は施設入所支援に含む

【日中活動系サービスの今期目標値】

項目【今期目標】	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)
生活介護	103	2,266	108	2,376	110	2,420
自立訓練（機能訓練）	1	30	1	30	1	30
自立訓練（生活訓練）	1	30	1	30	1	30
※宿泊型自立訓練	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	10	220	12	264	13	286
就労継続支援（A型）	24	528	27	594	30	660
就労継続支援（B型）	88	1,936	96	2,112	104	2,288
療養介護	5	—	5	—	5	—
計	232	5,010	250	5,406	264	5,714

【日中活動系サービス前期実績値】（上の表のうち「生活介護」の内訳）

(再掲)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
障害者施設入所者	64	1,408	63	1,386	62	1,364
18歳以上障害児施設継続入所者	7	154	7	154	7	154
通所者	32	704	38	836	41	902
計	103	2,266	108	2,376	110	2,420

(8) 短期入所（ショートステイ）

短期入所の利用実績は、ほぼ横ばいの状況にあります。

市内に事業所がなく近隣市町の事業所を利用していますが、短期入所は個人アンケートや団体アンケートにおいても希望の多いサービスであることから、利用実績や需要等を考慮し、平成29年度で16人分、144人日分を見込みます。

地域での生活を支えるために重要なサービスであることから、受入れ可能人数を増加していくとともに、重症心身障害者（児）や医療的ケア（看護）にも対応できる体制の課題解決に向け、検討を行います。

【短期入所サービスの実績と目標値】

項 目		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
前 期	目 標	10	90	12	108	14	126
	実 績	9	54	11	65	10	55
今 期	目 標	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		12	96	14	112	16	144

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助・共同生活介護の利用実績は横ばいの状況にあります。

アンケートで本サービスを希望する人が多くみられることから、利用実績や需要を考慮して、平成29年度で40人分を見込みます。

入所施設から地域生活への移行を進めるためにも、また、在宅から独立した地域生活への移行を進めるためにも、障害の種別にかかわらず、希望する誰もが利用できるサービスの確保が重要です。サービスの確保に向け、関係機関との連携・協議を行いながら、整備に向けて検討を進めていきます。

項 目			平成24年度	平成25年度	平成26年度
			実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
前期	目標	共同生活援助	5	6	7
		共同生活介護	26	28	30
	実績	共同生活援助	3	4	28
		共同生活介護	25	26	—
今期目標		共同生活援助	平成27年度 30	平成28年度 35	平成29年度 40

※「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成26年4月から「共同生活介護」が「共同生活援助」へ一元化されました。

(2) 施設入所支援

施設入所支援は退所する人がいる一方で、入所する人もいるため、利用実績としては横ばいの状況にあります。

サービス提供事業所は、愛媛県内の22事業所（平成26年9月実績）を利用しています。

第4期計画では、第3期計画に引き続き、施設入所者の地域生活移行が大きな目標となっており、成果目標として平成29年度で、加齢児を除く施設入所者数62人分を見込みます。

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
			実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
前期	目標	施設入所支援	69	70	70
		(内、加齢児)	7	7	7
	実績	施設入所支援	63	65	66
		(内、加齢児)	7	7	7
今期目標		施設入所支援	平成27年度 64	平成28年度 63	平成29年度 62
		(内、加齢児)	7	7	7

※ 25年度に加齢児7人を含む施設入所者数65人の内、8人がグループホームなど、地域生活に移行すると見込みますが、在宅から施設へ入所する人も5人程度見込まれるため、差引き3人の減と見込みます。

(65-62=3) 加齢児の7人は変化なしと見込まれます。

4 相談支援

障害者総合支援法の改正により、相談支援体制の強化を図る観点から新たに地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されることとなりました。法改正までは、計画相談支援（サービス利用計画作成）については実績がない状況にありましたが、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに障害福祉サービスを利用する全ての人に相談支援を実施できるよう計画的に取り組みました。また、平成29年度までの計画相談支援支給者数、障害支援区分認定の状況等を考慮し、段階的に更新や新規利用者数を見込むこととし、平成29年度で330人分とします。

地域移行支援・地域定着については、施設入所者の地域移行の数や退院可能な精神に障害のある人の状況を考慮し、平成29年度で20人分を見込みます。

特定相談支援事業の指定については、平成24年4月から市が行うことになりました。円滑なサービス利用につなげるため、相談支援事業所の確保に努めます。

項目【前期目標】		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実人数(人/年)	実人数(人/年)	実人数(人/年)
サービス利用計画対象者	計画相談支援	300	320	345
	障害児相談支援	50	55	60
	地域相談支援	2	1	2

項目【前期実績】		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		累積人数(人/年)	累積人数(人/年)	累積人数(人/年)
支給決定件数(累積人数)	計画相談支援	23	178	284
	障害児相談支援	3	25	76
	地域相談支援	0	0	0
相談支援事業所(市内)		指定特定相談支援事業所4・障害児相談支援事業所2		

項目【前期実績】		平成24年度	平成25年度	平成26年度			
		累積人数(人/年)	累積人数(人/年)	累積人数(人/年)			
請求件数	計画相談支援	76	506	822			
	障害児相談支援	19	87	135			
	地域相談支援	0	0	1			
		地域相談支援内訳：地域移行1人地域定着0人					
項目【今期目標】		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		累積人数		累積人数		累積人数	
		(人/月)	(人/年)	(人/月)	(人/年)	(人/月)	(人/年)
支給決定件数(累積人数)	計画相談支援	25	300	27	330	27	330
	障害児相談支援	8	90	8	100	8	100
	地域相談支援	2	10	2	10	4	20
相談支援事業所(市内)		指定特定相談支援事業所4・障害児相談支援事業所2					

項目【今期目標】		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		累積人数(人/年)	累積人数(人/年)	累積人数(人/年)
支給(請求) 件数	計画相談支援	840	840	840
	障害児相談支援	312	312	312
	地域相談支援	20	40	60
計画相談内訳		新規 5人×4件×12月=240件、 更新15人×2件×12月=360件 変更 5人×4件×12月=240件 計画相談 計840件 新規2人×4件×12月=96件、 更新5人×2件×12月=120件 変更2人×4件×12月=96件 計画相談 計312件		

伊予市では、平成24年度から、指定特定相談支援事業所として4施設、障害児相談支援事業所として2施設を指定しました。

■計画相談支援

障害のある人及び児童の自立した生活を支え、障害のある人及び児童の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

■地域移行支援

障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障害のある人及び精神科病院に入院している精神に障害のある人を対象に、地域移行支援計画の作成や地域移行に向けた訪問相談、同行支援、住居の確保等の支援など、段階的に地域移行に向けた様々な支援を行います。

■地域定着支援

居宅において単身及び家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害のある人の地域定着に向け、常時の連絡体制を確保し、障害の特性等に起因して生じた緊急事態等の相談や緊急訪問、緊急対応を行います。

■計画相談の基本的な考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、地域相談支援や障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であり、平成27年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保していきます。その上で各サービス等利用計画においては、利用者の状態像や希望を考慮し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるように総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。

人材の育成支援、専門的な指導助言等のほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるに当たっては、障害者福祉計画策定審議会や障害者自立支援協議会を有効に活用していきます。

障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。)を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが明らかになることなどを考慮し、計画的な地域移行支援の提供体

制の確保を図ります。

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行した後の地域生活の定着はもとより、現に地域生活を送っている障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていきます。

■障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。この障害児相談支援については、平成27年3月末までに原則として全ての障害児通所支援を利用する障害児を対象に適用することとされています。なお、保護者が独自に作成できる場合等には、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができることとなっています。

第5章

児童に対するサービスの の見込量と今後の方策



おタイ

第5章 児童に対するサービスの見込量と今後の方策

1 障害児サービス

国の宝といわれる子どもたち。全ての子どもたちが障害の有無に関わらず、健やかに育つように、児童福祉法に基づく障害児支援等の体制を整備していきます。

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成24年度から障害種別に分かれた施設体系から、通所・入所の利用形態の別により、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。

市町村が実施する障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がありますが、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、施設や人材の不足等により、実施に至っておりません。

利用実績と利用ニーズを踏まえ、平成29年度で放課後等デイサービスは29人分、203人日分、児童発達支援は30人分、384人日分、保育所等訪問支援は3人、15人日分を見込みます。

【児童発達支援事業等】

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
前期	児童発達支援事業	目標	35	340	38	355	41	370
		実績	31	270	30	253	27	209
今期			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	児童発達支援事業目標		30	354	30	384	30	384
	保育所等訪問支援目標		0	0	0	0	3	15

児童発達支援は、障害のある未就学児の通所指導を行います。

(7人×22日+23人×10日=384人日)

【放課後等デイサービス事業】

			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
前期	目標		15	75	17	85	19	95
	実績		14	88	19	133	20	148
今期目標			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			23	161	26	182	29	203

放課後等デイサービスは、主に小学生から高校生までの学校に通っている障害児が学校の帰りや土・日・祝祭日・夏休み・冬休みなどに利用する通所指導を行います。

■取組について

自立支援協議会部会（障害児支援部会）では、発達障害の理解の深まりにより、これまで以上に利用者が増加するのに加え、支援の複雑化・多様化も考えられることから、関係機関

が連携し、支援内容や方法について情報の共有を図り、障害のある子ども一人ひとりの成長にあった療育が受けられる体制づくりに努めるため、平成25年度から活動を開始しました。

2 障害児支援体制の整備

(1) 基本的な考え方

子ども・子育て支援法は、基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定めています。障害児について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅支援や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保していきます。

また、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障害児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制を構築していきます。

(2) 障害児支援の基盤整備に係る留意事項

① 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備

現在、当市には児童発達支援センターの施設がなく、松山市の児童発達支援センターを中心に、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図っています。今後、市内に障害児支援施設を整備し、地域における中核的支援施設として位置付け、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援体制を整備することを目指します。また、保育所等訪問支援等の充実を図っていきます。

② 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があります。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障害児支援と子育て支援の連携体制を確保していきます。

③ 教育との連携

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障害児支援と教育の連携体制を確保していきます。

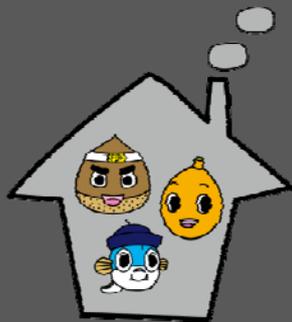
④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

乳幼児期から学校卒業まで、ライフステージ（人生の段階）に応じた療育支援計画に基づくサービスを提供するため、現在のタイムケア事業（日中一時支援事業）を放課後デイサービス（障害児通所支援事業）に移行するための支援体制の整備を行います。

また、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する相談支援の強化を図るとともに、福祉、医療、保健、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

第6章

地域生活支援事業の推進

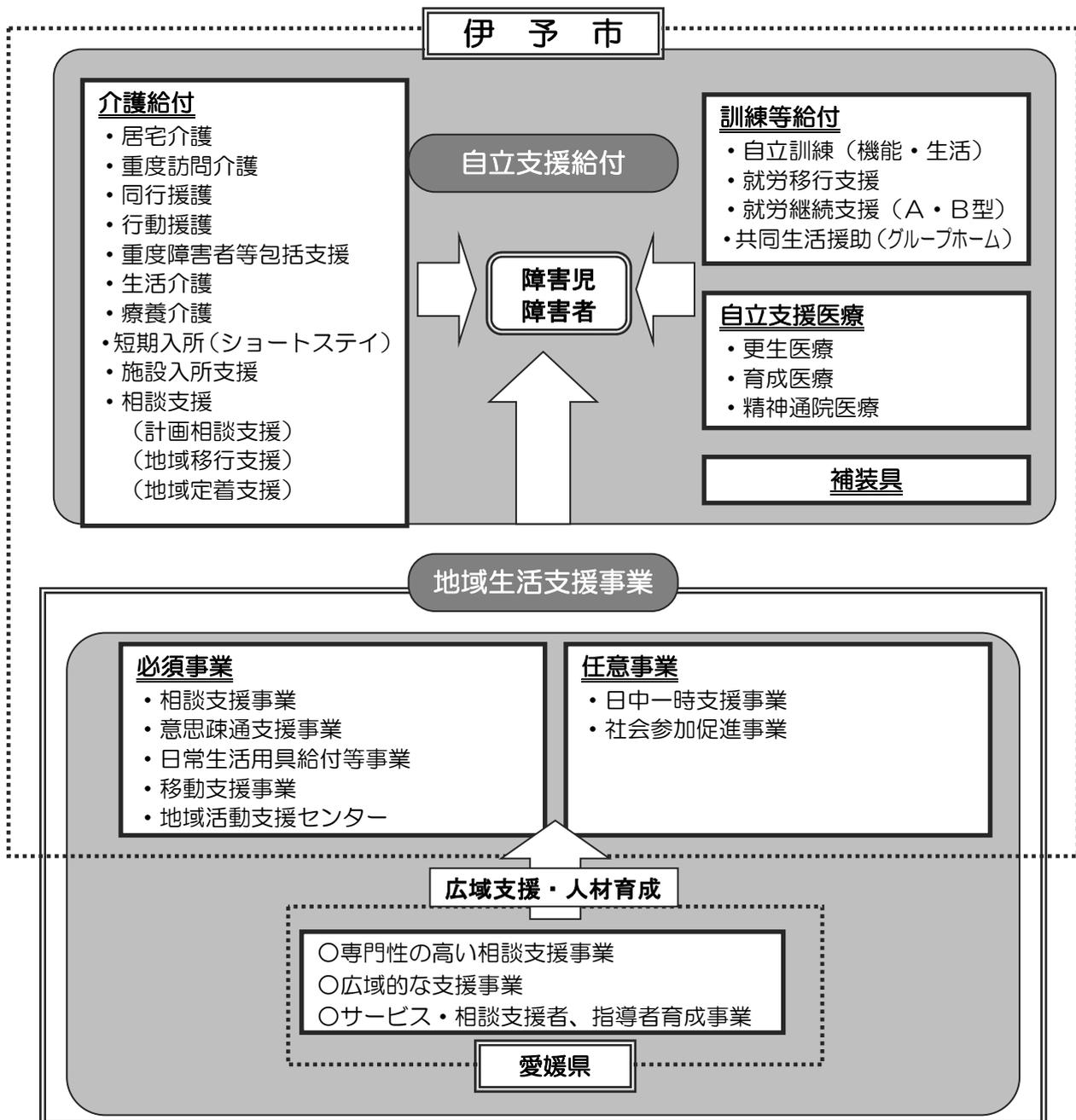


第6章 地域生活支援事業の推進

1 地域生活支援事業の目的

自立支援法の改正により、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害児や障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

<障害者自立支援法における福祉サービス等の体系>



2 障害福祉サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は、次のとおりです。

(1) 介護給付

サービス名	主な対象者	実施内容	
訪問系サービス	居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）	ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体支援や家事援助を行います。
	重度訪問介護	肢体不自由者、重度の知的・精神障害者で行動障害がある人など、重度の障害があつて、常に支援が必要な人（障害支援区分4以上）	自宅での入浴、排せつ、食事の支援や外出時の移動中の補助などを行います。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人（同行援護アセスメント票の、移動障害の欄の点数が1点以上で、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人）	外出時において、視覚障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の支援その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に支援を必要とする人（障害支援区分3以上）	常時支援が必要な知的障害者や精神障害者が行動する際に、危険回避のための援護、外出時の移動支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	常時支援を必要とし、支援の必要性が著しく高い人（障害支援区分が区分6） ①四肢の全てにまひ等があり寝たきりの状態にある障害者で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	支援の程度が著しく高い障害者に対し、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に支援を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	常時支援を要する一定以上の障害程度の人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援、また、軽作業等の生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に支援を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重度の障害者で、障害支援区分5以上の人	医療と常時支援が必要な一定以上の障害程度の人に対し、療養上の管理や医学的管理における支援等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	支援者の病気などで、一時的に居宅で支援が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害者	支援を行う人の病気などの場合に、施設で入浴、排せつ、食事の支援などを行います。

サービス名	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労又は就労継続支援等の日中活動の場を利用している障害者で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人	就労又は就労継続支援などの日中活動を利用している障害者で、日常生活上の援助が必要な人に対し、居住の場を提供するとともに、日常生活に関わる相談や家事援助などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間等における入浴、排せつ又は食事の支援等を提供し、障害者施設において必要な支援等を実施します。

(2) 訓練等給付

サービス名	主な対象者	実施内容
自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーションや歩行指導、コミュニケーションや家事等の指導を行います。
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業や在宅での就労を希望する人に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの支援を行います。
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時65歳未満) ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験があつて、現在、雇用関係がない人	事業所において雇用契約に基づく就労機会を提供し、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援します。

日中活動の場の充実

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人で ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②のいずれにも該当しない人で、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する人	年齢や体力面で雇用されることが困難な人に対し、就労機会を提供し（雇用契約は締結しない）、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援します。

サービス名	実施内容
計画相談支援	障害者（児）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を考慮し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院等に入院している障害者に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性等に起因して生じた緊急の事態において相談や支援を行います。

(3) その他のサービス

サービス名	実施内容
補装具費の支給	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費及び修理費の給付を行います。

3 地域生活支援事業の概要

(1) 必須事業

事業名	事業の内容と対象者								
<p>(1) 相談支援事業</p> <p>ア市町村相談支援機能強化事業</p> <p>イ住宅入居等支援事業</p> <p>ウ成年後見制度利用支援事業</p> <p>エ理解促進研修・啓発事業</p>	<p>障害者等の福祉に関するいろいろな問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利を守るための必要な相談支援事業を行います。</p> <p>相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者（ただし、現にグループホーム等に入居している人を除く。）に対して、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続に係る支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行います。</p> <p>障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人で、必要な費用の助成を受けなければ制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。</p> <p>障害者等の理解を深める教室等の開催、地域住民の障害福祉サービス事業所等への訪問、障害者と触れ合うイベントの開催などの実施・支援を行います。</p>								
<p>(2) 意思疎通支援事業</p>	<p>聴覚障害、言語機能障害、音声機能障害その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等を対象に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を実施します。</p>								
<p>(3) 日常生活用具給付等事業</p>	<p>重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。</p> <p>○種目と給付等の要件</p> <table border="1" data-bbox="464 1518 1434 2029"> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1518 687 1592">① 介護・訓練支援用具</td> <td data-bbox="687 1518 1434 1592">特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴担架、訓練用ベッド</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1592 687 1731">② 自立生活支援用具</td> <td data-bbox="687 1592 1434 1731">入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1731 687 1839">③ 自宅療養等支援用具</td> <td data-bbox="687 1731 1434 1839">透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1839 687 2029">④ 情報・意思疎通支援用具</td> <td data-bbox="687 1839 1434 2029">携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用情報受診装置、人工喉頭、点字図書、人工内耳用電池</td> </tr> </tbody> </table>	① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴担架、訓練用ベッド	② 自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置	③ 自宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計	④ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用情報受診装置、人工喉頭、点字図書、人工内耳用電池
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴担架、訓練用ベッド								
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置								
③ 自宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計								
④ 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用情報受診装置、人工喉頭、点字図書、人工内耳用電池								

必須事業名	事業の内容と対象者	
(3) 日常生活用具給付等事業	⑤ 排せつ管理支援用具	ストマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ等、収尿器
	⑥ 住宅改修費	居住生活動作補助用具
(4) 移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障害者に地域で自立した生活及び社会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。</p> <p>具体的には、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出の際での、移動の介護等、外出時の付添いを行います。</p> <p>なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとします。</p>	
(5) 地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターとは、障害者に、地域での実情に応じた創作的活動、または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を促進するための施設です。</p> <p>基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等の事業）に加え、障害者の地域生活の促進を図るため事業を実施します。</p>	

(2) 任意事業

事業名	事業の内容
(1) 日中一時支援事業	<p>障害者や障害児の日中における活動の場を確保するとともに、障害者を介護している家族の就労支援や一時的な休息を図るため、障害者施設等で日中における見守りや社会に適應するための日常的な生活指導などの必要な支援を行います。</p>
(2) 社会参加促進事業	
① 点字・声の広報等発行事業	<p>文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に行政情報を提供するため、「広報いよし」等を音読したカセットテープ等を定期的に提供します。対象者は、声の広報を希望する視覚障害者や高齢者です。</p>
② 自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>○自動車運転免許取得費の助成 免許取得に要した費用で、100,000円までを限度額として助成します。対象者は、身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通運転免許を取得した人です。</p> <p>○自動車改造費の助成 自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で、自動車の改造に直接要した費用（限度額は100,000円）を助成します。 対象者は、身体障害者手帳所持者（重度の上肢、下肢又は体幹機能障害者）です。</p>
③ その他	<p>○スポーツ、レクリエーション教室開催 ○障害者料理教室開催 等</p>

第7章

地域生活支援事業の 実施に関する事項



クリベえ

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法に規定する個別給付に加えて、本市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込みと、その確保のための方策について、次のとおり定めます。

1 相談支援事業

(1) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

市町村の福祉担当窓口や相談支援事業所において、障害者福祉に関する各般の問題につき、障害のある人からの相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

本市では、主に市福祉課を窓口として、障害者相談支援事業を実施していましたが、相談支援には、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、相談支援事業所による事業の実施について、移行を進めます。

② 基幹相談支援センター

多様な障害者や家族のニーズに対応できる相談支援の総合的な相談窓口として、地域の中核的な役割を担う「伊予市障害者相談支援センター」を平成26年4月に開設しました。

③ 障害者自立支援協議会

障害のある人の就労、生活支援を始めとする地域の総合的なシステムとネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、本市では平成19年から伊予市障害者自立支援協議会を組織して運営しており、今後も継続していきます。

(2) 相談支援機能強化事業

伊予市社会福祉協議会に委託し、社会福祉士、精神保健福祉士等による専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応や、伊予市障害者自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する指導、助言等により、相談支援機能の強化を図っています。

(3) 住宅入居等支援事業

平成26年度から、県を始め、各市町、不動産関係団体が協力して障害者等の民間住宅への円滑な入居の促進、居住の安定方策について活動する愛媛県居住支援協議会が設立に向けて準備が進められています。本市としても、障害者の住宅確保のためにも、情報の収集、提供を始め、協議会の活動に積極的に協力していきます。

2 成年後見制度利用支援事業

知的や精神に障害のある人などが成年後見制度等を利用することを支援する、成年後見制度利用支援事業を実施することにより、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

成年後見人市長申立実績

平成25年度	1件
平成26年度	2件

3 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚そのほかの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等とそのほかの人の意思疎通の円滑化を図ることを目的に意思疎通支援事業を実施します。

利用実績が横ばいであることを踏まえ、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は各年 5 人を見込みます。

			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			利用人数(人/年)		利用人数(人/年)		利用人数(人/年)	
前期	目標	手話通訳者派遣事業	7		8		9	
		要約筆記者派遣事業	3		3		3	
		市主催派遣事業	-		-		-	
	実績		実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)
		手話通訳者派遣事業	5	39	3	18	1	4
		要約筆記者派遣事業	1	1	1	5	1	4
		市主催派遣事業	-	1	-	1	-	-
今期目標		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)	
	手話通訳者派遣事業	5	40	5	40	5	40	
	要約筆記者派遣事業	1	5	1	5	1	5	
	市主催派遣事業	-	1	-	1	-	-	

(1) 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の実施

愛媛県聴覚障害者協会から手話通訳者（士）の派遣事業、また、愛媛県難聴者協会から要約筆記者派遣事業を行います。

(2) 手話通訳者設置

平成 26 年度から伊予市社会福祉協議会に委託し、週に 1 日、伊予市障害者相談支援センター内に手話通訳者 1 人を設置しています。

平成 26 年 9 月末利用者数 2 人

(3) 聴覚・音声・言語障害者通信事業の実施

伊予消防署が中心となり、緊急時のファックス等の通信や「メール 119」の登録等を促すため、継続して周知広報等、情報伝達に努めます。

平成 25 年度末登録者 2 人

(4) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の基盤を整備するとともに、手話通訳者養成の契機とするため、平成 25 年度から松山市が開催する手話奉仕員養成研修に参加希望者（毎年 2 人）の派遣を行っています。

平成 25 年度研修受講者 2 人 平成 26 年度研修受講者 4 人

4 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、6区分42種目の用具を給付します。
 これまでの利用実績を踏まえ「排せつ管理支援用具」は年々増加しているため、平成29年度で1,132件を、そのほかの用具は利用が横ばいであることから各年度同じ数値を見込みます。

項目【前期目標】	平成24年度 給付件数(件/年)	平成25年度 給付件数(件/年)	平成26年度 給付件数(件/年)
日常生活用具給付等事業	1,032	1,082	1,132
(内訳)			
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排せつ管理支援用具	1,000	1,050	1,100
住宅改修費	2	2	2

項目【前期実績】	平成24年度 給付件数(件/年)	平成25年度 給付件数(件/年)	平成26年度見込 給付件数(件/年)
日常生活用具給付等事業	1,056	1,078	1,085
障害者件数 (実人数)	967件(101人)	990件(108人)	995件(100人)
障害児件数 (実人数)	89件(9人)	88件(11人)	90件(10人)
(内訳)			
介護・訓練支援用具	9	4	3
自立生活支援用具	8	9	6
在宅療養等支援用具	12	4	7
情報・意思疎通支援用具	18	18	4
排せつ管理支援用具	1,004	1,041	1,062
住宅改修費	5	2	3

項目【今期目標】	平成27年度 給付件数(件/年)	平成28年度 給付件数(件/年)	平成29年度 給付件数(件/年)
日常生活用具給付等事業	1,115	1,135	1,155
(内訳)			
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	6	6	6
在宅療養等支援用具	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	4	4	4
排せつ管理支援用具	1,092	1,112	1,132
住宅改修費	3	3	3

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な全身性障害者、知的障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

利用実績やアンケートの結果を踏まえ、平成29年度で2,579時間、37人を見込みます。

項目 【前期目標】	平成24年度		平成25年度		平成26年度				
	実人数 人/年	時間/年	実人数 (人/年)	時間/年	実人数 (人/年)	時間/年			
移動支援事業	30	2,200	35	2,300	40	2,400			
項目 【前期実績】	平成24年度			平成25年度			平成26年度見込		
	実人数 (人)	延べ時 間(時 間/年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時 間(時 間/年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時 間(時 間/年)	時間/月
身体障害者	12	655	55	9	866	72	8	1,015	85
知的障害者	5	151	13	10	461	33	19	699	58
精神障害者	1	25	2	2	56	5	3	63	5
移動支援合計	18	831	70	21	1,383	110	30	1,777	148
(内、障害児)	11	298	25	10	133	11	19	121	10

項目 【今期目標】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実人数 人/年	時間/年		実人数 (人/年)	時間/年		実人数 (人/年)	時間/年	
移動支援事業	30	2,379		33	2,479		37	2,579	
項目 【今期目標】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実人数 (人)	延べ時 間(時 間/年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時 間(時間 /年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時 間(時 間/年)	時間/月
身体障害者	9	1,100	92	9	1,150	96	9	1,200	100
知的障害者	19	1,199	100	22	1,239	103	26	1,279	107
精神障害者	2	80	7	2	90	8	2	100	8
移動支援合計	30	2,379	199	33	2,479	207	37	2,579	215
(内、障害児)	22	121	10	25	121	10	28	121	10

6 地域活動支援センター

障害のある人の地域における日中活動を支援するため、「地域活動支援センターくりのみ」の運営管理を社会法人中山梅寿会に委託しています。

項目【前期目標】	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	箇所数	利用人数 (人/月)	箇所数	利用人数 (人/月)	箇所数	利用人数 (人/月)
地域活動支援センター	1	10	1	13	1	18

項目【前期実績】	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)
地域活動支援センター	1,464	11	1,482	17	1,422	18

26年度は9月末現在

項目【今期目標】	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (人/年)	利用人数 (人/月)
地域活動支援センター	1,422	18	1,422	18	1,422	18

7 その他の事業

(1) 生活サポート事業

伊予市社会福祉協議会に委託し、生活支援等を実施しました。

生活サポート	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	実人数 人/年	時間/年	時間/月	実人数 (人/年)	時間/年	時間/月	実人数 (人/年)	時間/年	時間/月
前期目標	2	120	10	2	120	10	2	120	10
前期実績	3	83	6.9	2	20	1.7	1	4.5	0.4

26年度は9月末現在

伊予市では、緊急時に生活サポート事業として家事支援の支給を行なっていましたが、平成26年度から地域生活支援事業の対象事業から外れたので、同事業を廃止し、必要な場合は障害福祉サービスの特定介護給付費支援で対応することとしました。

(2) 日中一時支援事業

日中において見守る人がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対して、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な生活指導等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		利用人数(人/月)	利用人数(人/月)	利用人数(人/月)
前期目標	日中一時支援事業	15	15	15
	タイムケア事業	25	25	25
前期実績	日中一時支援事業	11	9	9
	タイムケア事業	28	29	22
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
今期目標	日中一時支援事業	10	10	10
	タイムケア事業	25	25	25

26年度は見込み数

平成 25 年度：日中一時支援事業所 市外 5 事業所

平成 26 年度：日中一時支援事業所 市外 10 事業所（障害児預かり事業所の増）

(3) 社会参加促進事業

1) 障害者ふれあいのつどいの開催

市内障害者団体が合同で、障害者理解を深めるため、地域とのふれあい（交流）をもつイベントを毎年度開催しています。毎年度、参加者は250人程度です。

2) 点字・声の広報等発行事業

伊予市音読グループに委託し、文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音訳をするなど、障害のある人に分かりやすい方法により、市広報等の情報を毎月提供します。

3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。運転免許取得は1人、自動車改造費助成は2人を毎年度見込みます。

8 身近な相談支援システムの体制整備

相談支援システムの体制整備

地域における様々なニーズを持つ障害のある人の地域生活を支援する観点から相談支援体制の構築を進めています。

[平成24年度一般相談支援事業の内容]

【障害者相談件数】 相談支援事業所 松山広域 3か所 伊予市内 3か所

身体障害者	重度障害者	知的障害者	精神障害者	合計
39件	5件	50件	58件	168件
発達障害者	高次脳機能障害者	その他		
4件	9件	3件		

【障害児相談件数】

身体障害児	重度障害児	知的障害児	精神障害児	合計
2件	3件	13件	0件	23件
発達障害児	高次脳機能障害児	その他		
5件	0件	0件		

【相談内容】

福祉サービス利用	障害・病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	合計
748件	186件	332件	275件	114件	128件	2,902件
家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	
174件	273件	368件	115件	57件	132件	

※ひとつの相談事に複数の分野の相談支援を行った場合はそれぞれ件数を計上しています。

[平成25年度一般相談支援事業の内容]

【障害者相談件数】 相談支援事業所 伊予市内 3か所

身体障害者	重度障害者	知的障害者	精神障害者	合計
52件	5件	66件	69件	208件
発達障害者	高次脳機能障害者	その他		
4件	9件	3件		

【障害児相談件数】

身体障害児	重度障害児	知的障害児	精神障害児	合計
3件	4件	14件	0件	26件
発達障害児	高次脳機能障害児	その他		
5件	0件	0件		

【相談内容】

福祉サービス利用	障害・病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	合計
782件	189件	341件	278件	114件	131件	2,963件
家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	
175件	273件	371件	115件	58件	136件	

※ひとつの相談事に複数の分野の相談支援を行った場合はそれぞれ件数を計上しています。

【委託相談支援事業所の内訳】 (平成26年度)

事業所名	委託先	備考
① 伊予市社協指定相談支援事業所	社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	指定特定・一般相談支援事業所 (3障害の総合窓口)
② 相談支援センターふあみすて	社会福祉法人 朝凧会	指定特定・一般相談支援事業所 (3障害・障害児の総合窓口)
③ 指定相談支援事業所くりのみ	社会福祉法人中山梅寿会	指定特定・一般相談支援事業所 (身体・知的・精神)
④ ワークハウスむつみ	NPO法人むつみ	指定特定相談支援事業所(精神)

9 計画相談支援の実施

3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が支援の対象となるよう支援の拡大を図ります。

【相談支援事業所指定状況】

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定特定相談支援事業所	4	0	0
障害児相談支援事業所	1	0	1

		障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	左のうちセルフプラン等	達成率 b/a	障害児通所支援受給者数 a	計画作成済み人数 b	左のうちセルフプラン等	達成率 b/a
前期実績	平成24年度末	248人	23人	—	9.3%	33人	3人	—	9.1%
	平成25年度末	301人	100人	9人	33.2%	61人	16人	3人	26.2%
	平成26年9月末	309人	247人	11人	79.9%	54人	51人	22人	94.4%
	平成26年度末見込	316人	296人	11人	93.7%	60人	60人	25人	100%
今期目標	平成27年度末	332人	332人	0人	100%	60人	60人	23人	100%
	平成28年度末	349人	349人	0人	100%	60人	60人	26人	100%
	平成29年度末	367人	367人	0人	100%	60人	60人	29人	100%

※ 障害福祉サービスは、25年度から26年度間の伸び率5%で、27～29年度を推計。児童のセルフプランについては、放課後等デイサービス利用者の目標値としました。

○セルフプランの取扱い

障害者総合支援法第22条第5項や児童福祉法第21条の5の7第5項において、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるものとされています。

ただし、セルフプランの提出が認められるのは、身近な地域に指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所がない場合又は申請者が希望する場合（申請者の自由な意思決定による）です。指定相談支援事業者等がないことにより、セルフプランを作成することがないように、申請者が可能な限り速やかに適切な支援を受けられるように、日頃から指定特定相談支援事業者の充足に向けた支援を図るようしていきます。

資料編



平成 29 年 10 月 28 日から 30 日、愛顔つなぐえひめ大会が開催されます。伊予市ではしおさい公園伊予市民体育館で身体（聴覚）障害者のバレーボール競技が行われます。

【資料編】

1 伊予市障害者計画・障害福祉計画策定経過

平成23年	3月23日	伊予市障害者福祉計画策定審議会条例制定
平成25年	3月15日	伊予市障害者福祉計画策定審議会条例改正
平成26年	2月4日～28日	障害児アンケート実施
平成26年	4月17日	伊予市障害者福祉計画策定審議会委員委嘱
平成26年	7月13日～7月25日	市民意識調査
平成26年	9月1日～9月30日	団体調査実施
平成26年	10月27日	自立支援協議会専門部会 (障害児支援部会・相談支援部会)開催
平成26年	11月10日	自立支援協議会専門部会(相談支援部会)開催
平成26年	11月27日	第1回伊予市障害者自立支援協議会開催
平成26年	11月27日	第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
平成26年	12月25日	自立支援協議会専門部会(相談支援部会)開催
平成27年	1月8日	第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
平成27年	1月30日	意見公募手続(審議会案の公表の予告)
平成27年	2月4日	意見公募手続開始
平成27年	2月23日	意見公募手続終了
平成27年	2月25日	第3回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
平成27年	2月27日	伊予市障害者計画・第4期障害福祉計画の答申
平成27年	3月5日	伊予市障害者計画・第4期障害福祉計画書策定
平成27年	4月	伊予市障害者計画・第4期障害福祉計画書の議会 報告・公表

2 計画策定の体制

伊予市障害者福祉計画策定審議会条例

平成23年3月23日条例第4号
改正 平成25年3月15日条例第16号

(設置)

第1条 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市障害者福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他障害者の福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 行政に携わる者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿

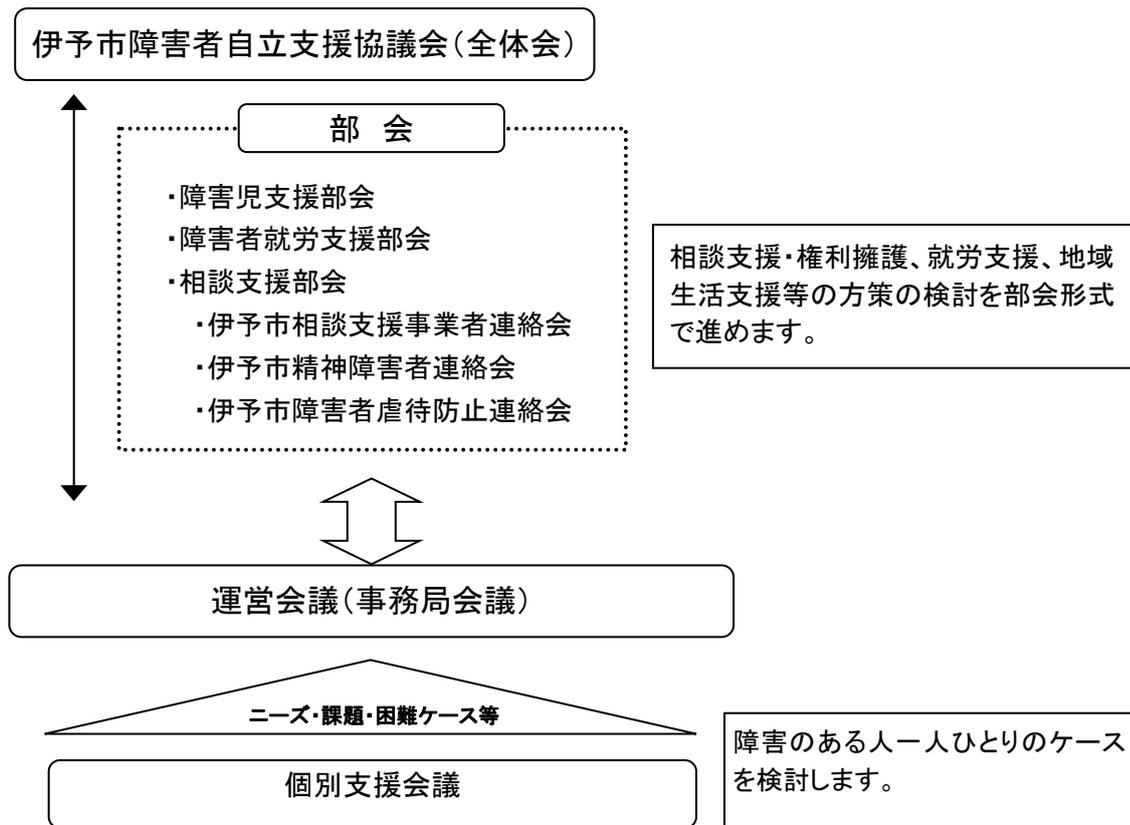
	機 関 名	役 職 名	氏 名	備 考
1	保健関係者	精神保健福祉士	森平 澄子	
2	医療関係者	こにし心療内科クリニック院長	小西 省三	
3	福祉関係者	伊予市社会福祉協議会会長	上本 昌幸	副会長
4	福祉関係者	民生児童委員協議会会長	西田 孝博	
5	福祉関係者	伊予市身体障害者福祉協会会長	水田 恒二	
6	福祉関係者	伊予市手をつなぐ育成会会長	福島 久子	
7	福祉関係者	伊予地区精神障害者地域家族会連合会会長	三根 好幸	
8	福祉関係者	相談支援専門員	阿部 富美	
9	福祉関係者	相談支援専門員	西村 幸	
10	福祉関係者	相談支援専門員	宮内 裕子	
11	学識経験を有する者	元愛媛県立みなら特別支援学校校長	友沢 祐一	会 長
12	学識経験を有する者	元愛媛県中央児童相談所次長	佐伯 徹也	
13	学識経験を有する者	元愛媛大学教育学部教授	上岡 一世	
14	行政関係者	伊予市市民福祉部 部長	武田 淳一	
15	行政関係者	伊予市健康増進課保健師	太森真喜恵	
16	その他市長が認める者	伊予市教育委員会 教育長	渡邊 博隆	

3 伊予市障害者自立支援協議会の体系図

伊予市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

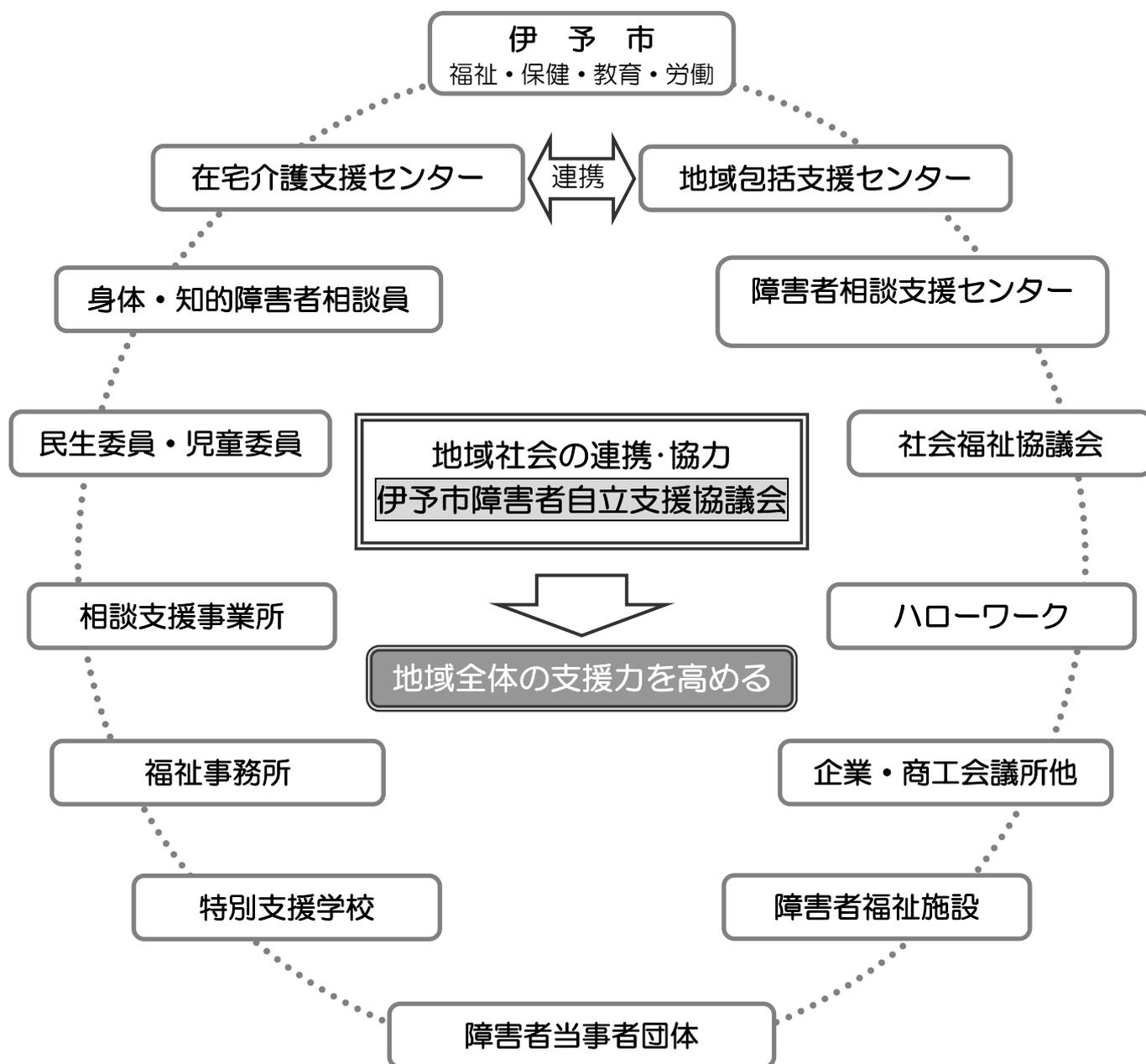
障害者基本法の改正や障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を踏まえ、①サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ②地域移行のネットワークや資源開発の役割 ③地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割、これらの役割を担う専門部会の設置等について検討をし、より効果的・効率的な運営を目指します。

<伊予市障害者自立支援協議会の体制>



- 伊予市障害者自立支援協議会の主な機能
- 全体会** ……課題全般についての確認・協議、情報の共有、啓発と情報の発信など
 - 運営会議(事務局会議)** ……個別支援会議等で確認した課題の取扱いについての調整、全体会や部会の協議事項や提出資料等の調整、協議会の運営の方向性や地域づくりに関する戦略についての協議など
 - 障害児支援部会** ……障害児が抱える課題解決や支援など
 - 障害者就労支援部会** ……障害者就労支援ネットワークの充実など
 - 相談支援部会** ……相談支援員の質向上、相談活動の支援など
 - 伊予市相談支援事業者連絡会 ……個別の課題解決、困難ケースのカンファレンスなど
 - 伊予市精神障害者連絡会 ……精神障害者の地域移行支援(退院促進支援)など
 - 伊予市障害者虐待防止連絡会 ……障害者虐待防止ネットワークの構築など

伊予市障害者自立支援協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



4 第3期の施策の取組状況

基本理念	第3期障害福祉計画期間中の主な取組
1 障害者に対する理解、啓発、広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期障害福祉計画のダイジェスト版を作成し、関係団体に送付し、研修会資料として活用し、障害福祉施策の啓発普及を行いました。(福祉課) ○平成26年度から、伊予市社会福祉協議会に委託し、手話通訳者を週1回障害者相談支援センターに設置し、聴覚障害者の円滑な意思疎通を図っています。月1回ボランティアセンターで、簡単な手話の伝授と聴覚障害者に対する理解促進を図るための講座に派遣しています。(福祉課) ○障害者と健常者の交流を深めることを目的として毎年開催される「ふれあいのつどい」に平成25年度から障害者理解を促進するため、障害に関するクイズやゲームを取り入れ、障害者就労事業所販売物品も併せて行うようにしました。(福祉課)
2 保健・医療対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の退院促進に向けて、医療機関と地域が連携し、個別事例を検討する場として、「伊予市精神障害者連絡会」を再編し、相談支援部会として活動しています。(自立支援協議会専門部会) ○精神障害者に対して、週1回のデイケア(昼間だけの機能指導サービス)を実施し、家族懇談会も定期的で開催しています。自殺予防等のフォーラム(公開討論会)を開催し、随時、保健師が相談を受けながら啓発活動を行っています。(保健センター) ○乳幼児健診等での身体の異常の早期発見や、心理判定員による発達相談等で、早期療育の必要な児に対する支援ができるように、平成25年4月から、総合保健福祉センター内に療育支援室を確保し、支援員を配置して、関係機関と連携を取っています。(保健センター)
3 教育・療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児のタイムケア事業(子どもたちを放課後や夏休みなどに預かる事業)を委託法人事業所内の施設で実施していましたが、平成25年4月から、総合保健福祉センター内に移転し、独立したタイムケア室を確保しました。(福祉課) ○平成25年4月から、手をつなぐ育成会の活動の拠点地を総合保健福祉センター内の活動室に移し、障害児を抱える親の体験交流のスペースの整備及び遊具の設置などを行い、障害児を育てる地域の支援体制の整備を図っています。(福祉課) ○学校施設のバリアフリー(無障壁)化などの基盤整備も行っています。平成18年に港南中学校校舎、平成23年に双海中学校校舎、平成24年に伊予中学校のエレベーター新設、平成25年には、下灘小学校校舎・伊予小学校校舎が改築され、随時、市内小学校の校舎耐震化工事が進められています。(学校教育課) ○障害のある幼児や児童に適切な支援を行うため、定期的で開催されている「伊予市特別支援連携協議会」と「伊予市就学指導連絡会」を平成26年度から「伊予市教育支援連絡会」に組織を統一しました。(学校教育課) ○子育て支援センターで障害児を含む児童の保護者たちが交流しあう場を確保し、専門の職員による見守りや相談を実施しています。(子育て支援課) ○子ども子育て支援事業計画(平成27年度から平成31年度)を作成するに当たり、障害児支援についても検討しています。(子育て支援課)

基本理念	第3期障害福祉計画期間中の主な取組
	<p>○平成25年度から障害児支援部会を再編成し、未就学児や学齢児の保護者アンケートを実施し、障害児サービスの課題を検証しています。(自立支援協議会専門部会)</p>
<p>4 雇用・就業対策の推進</p>	<p>○平成20年度に立ち上げたまま活動が休止していた就労部会を、平成26年度から再開し、就労支援のネットワークづくりや、就労支援について検討しています。(自立支援協議会専門部会)</p> <p>○平成25年12月、障害者就労支援の推進のため、障害者施設から物品・役務等を優先的に調達する「伊予市障害者就労施設優先調達指針」を策定し、毎年度実績の公表と目標額を設定しています。(福祉課)</p>
<p>5 地域生活を支える福祉サービスの推進</p>	<p>相談支援体制の整備</p> <p>○平成19年度から「伊予市障害者自立支援協議会」を毎年1回開催し、情報交換や専門部会の活動報告、地域の課題解決に向けた協議等を行っています。</p> <p>○平成24年度から計画相談支援の実施のため、身近で気軽に相談できる一般相談支援窓口を設置しました。また、相談支援専門員を支援するため、定期的に情報交換と勉強会を兼ねた連絡会を開催しました。(福祉課)</p> <p>○平成26年4月から「伊予市障害者相談支援センター」を開設し、虐待防止センターと基幹型相談支援センター業務を兼ねた相談支援機能強化事業と、相談支援に従事する職員に対する知識の向上及び関係機関の連携を図っています。(福祉課)</p> <p>日中活動の場の整備</p> <p>○ワークハウス睦美は、平成22年4月から就労継続支援B型事業所として活動しています。</p> <p>○伊予なぎさ園は、平成24年1月から知的障害者授産施設から生活介護事業所に移行し、平成24年4月に、就労継続支援B型事業所「空と大地」を新設しました。</p> <p>○地域活動支援センターくりのみは、施設(借家)が老朽化したため、平成25年4月に施設を新築し移転しました。</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>○愛媛県聴覚障害者協会に手話通訳者派遣を、愛媛県難聴者協会に要約筆記者派遣を委託し、それぞれに派遣しています。市主催行事についても手話通訳者を設置するなど、聴覚障害者の社会参加につながっています。</p> <p>○平成24年度から手話通訳者養成のため松山市主催の講座に2名枠を設け、希望者を派遣。また、愛媛県主催の要約筆記者養成講座も案内しています。</p>
<p>6 伊予市を豊かにする人づくり</p>	<p>○平成19年度に伊予市社会福祉協議会に伊予市ボランティアセンターが設置され、平成25年4月には、総合福祉センターに場所を移転し、活動室が整備されたことで各種ボランティア活動が積極的に取り組まれています。</p> <p>○音読グループは、専用の録音室で視覚障害者向けの声の広報の作成ができるようになりました。</p> <p>○伊予市社会福祉協議会が中心となって、成年後見制度の普及啓発や、災害時に備えるため、防災意識向上を目指したイベント等を企画運営しています。</p>

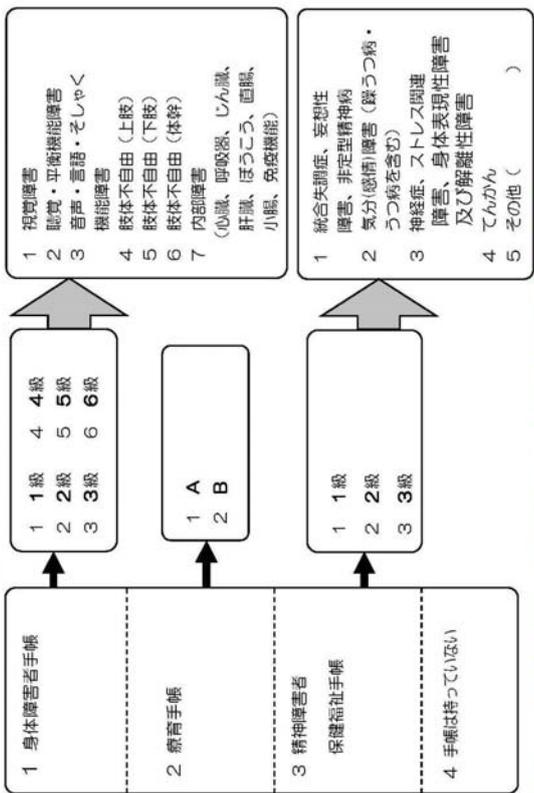
基本理念	第3期障害福祉計画期間中の主な取組
7 障害者にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の多目的トイレにオストメイト用トイレを設置し、人工肛門等を造設している方の社会参加を促進しました。平成22年度はウエルピア伊予の本館、平成23年度には、伊予総合公園屋外便所、潮風ふれあいの館内（双海）、下灘コミュニティーセンター内に設置しました。平成25年度新築された中山地域事務所内、総合保健福祉センター（1・2階）には、設計段階からユニバーサルデザインを取り入れ、障害者団体の意見を聞いて施設が建築されました。今後新設される公共施設は、市民のワークショップや障害者団体等の意見を取り入れ、施設整備される予定です。 ○平成25年災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者名簿の調整が義務づけられました。市民福祉部の担当課において名簿を作成し保管しています。（市民福祉部） ○継続して災害時要援護者登録制度を実施し、要援護者リストの作成及び補正等を行い、救出・救護体制の整備など、関係機関との連携を図るよう支援体制の整備を行っています。 ○平成19年9月に市内介護老人福祉施設5事業所と「災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書」を結び、高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難施設として使用できる体制としました。今後、地域ごとに福祉避難所が確保できるように、市内の社会福祉施設に協力要請を行う予定です。 ○平成25年8月身体障害者の避難所体験キャンプが市内小学校で開催されました。 ○平成22年7月から身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用するため、パーキングパーミット（身体障害者等駐車場利用証）を交付しています。
8 生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者同士の仲間作りや社会参加を目的に障害者料理教室や、写真教室を開催しています。 ○障害者団体が主体となり、県内外の視察や交流会を行っています。 ○総合福祉センター内に団体活動の拠点となる部屋を確保しています。
9 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会の行事の中で、国際交流事業を通じ、障害者や団体との交流を図っています。 ○国連の「障害者の権利に関する条約」の考え方「私たちに関係することを決めるときは、必ず私たちの意見を聞いて決めること」をスローガンに、世界の人と協力しあって、日本の障害のある人が暮らしやすくするため、法律や制度を変えていく運動を障害者団体は行っています。

問6 障害のある方が本人の障害について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 身体障害	8 中心静脈栄養（IVH）
2 知的障害	9 透析
3 精神障害（精神通院を含む）	10 カテーテル留置
4 疾病（※関節リウマチやギラン・バレー症候群など治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病）	11 ストーマ（人工肛門・人工ぼうこう）
5 発達障害 → 主な障害の内容をお書きください。（次の①～④のうち1つに○印）	12 服薬管理
① 自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）	13 酸素療法
② 学習障害（LD）	14 その他（ ）
③ 注意欠陥多動性障害（AD/HD）	
④ その他（ ）	
6 重症心身障害	
7 高次脳機能障害	

（※重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態）
 （※外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的に「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。）

問6.2 障害のある方が本人が障害者手帳をお持ちのときは、あてはまるものすべてに○をつけてください。



問6.3 障害のある方が本人が難病患者の場合、あてはまるものに○をつけてください。

1 「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている
2 「小児慢性特定疾患医療受給者証」の交付を受けている
3 どちらも交付されていない

問7 障害のある方が本人が現在受けている医療的ケアについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 医療的ケアを受けていない	8 中心静脈栄養（IVH）
2 気管切開	9 透析
3 人工呼吸器（レスピレーター）	10 カテーテル留置
4 吸引	11 ストーマ（人工肛門・人工ぼうこう）
5 吸入	12 服薬管理
6 胃ろう・腸ろう	13 酸素療法
7 鼻腔経管栄養	14 その他（ ）

問8 障害のある方が本人は、（現在）誰と一緒に暮らしていますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。 ※なお、入居中や施設入所中、寄居者に入っている方は、帰省先のことについてお答えください。

1 夫または妻	4 兄弟・姉妹	7 知人・友人
2 父・母	5 祖父母	8 独り暮らし
3 子・孫（子・孫の夫や妻を含む）	6 その他の親族	9 その他（ ）

問8.2 障害のある方が本人は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますが、主なもの1つに○をつけてください。また、その方の年齢（平成26年4月1日現在）と性別をお答えください。

主な介護者の方	年齢	性別（あてはまるものに○）
1 夫または妻	歳	1 男性 2 女性
2 父・母	歳	1 男性 2 女性
3 子・孫（子・孫の夫や妻を含む）	歳	1 男性 2 女性
4 兄弟・姉妹	歳	1 男性 2 女性
5 祖父母	歳	1 男性 2 女性
6 その他の親族	歳	1 男性 2 女性
7 知人・友人	歳	1 男性 2 女性
8 ホランティア		
9 ホームヘルパー		
10 施設・病院の職員		
11 介助・介護を受けていない		
12 その他（ ）	歳	1 男性 2 女性

II 共生社会（障害（者））に対する周囲の理解

問9 障害や障害のある人に対する周りの人の理解は、進んでいると思いますか、あてはまるもの1つに○をつけてください。 ※ご本人の回答を他の方が代算する場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

1 進んでいる	2 進んでいるが不十分	3 まったく進んでいない	4 わからない
---------	-------------	--------------	---------

※問9で「2 進んでいるが不十分」または「3 まったく進んでいない」と答えた方におたずねします。

問9.2 障害や障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思えますか、あてはまるもの1～3つまで○をつけてください。

1 障害が強く理解されていないから	4 障害や難病について無関心だから
2 周囲の人から特別扱われるから	5 国や県、市町村等の啓発が少ないから
3 周囲の人との交流が少ないから	6 その他（ ）

問9の3 問9の2で選んだ理由について、改善案について質問します。社会全体としてどう取り組むべきだと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 正しく理解されるための周知啓発に努める
- 2 差別や偏見を無くす取り組みに努める
- 3 社会参加や交流促進に努める
- 4 個人・法人・社会において教育に努める
- 5 政府や自治体が広報に努める
- 6 その他 ()

Ⅲ 共生社会（障害者の権利）

問10 「あなた（お答えくださる方）」は、日頃の生活の中で、障害を理由とした差別的扱い（虐待、施設・設備の未整備、配慮の欠如を含む）をされ、いやな思いをしたことがありますか。あてはまるものに1つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 よくある
- 2 ときどきある
- 3 ほとんどない
- 4 まったくない
- 5 わからない

問10の2 いやな思いは、どのような方から又はどのような場面で感じましたか。

- ① 「言葉や態度等によるいやな思い」（人的差別）
- ② 「施設や設備の整備不足によるいやな思い」（ハード面の配慮）
- ③ 「配慮がないことによるいやな思い」（ソフト面の配慮）

について、次の①～③のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

① 【言葉や態度等によるいやな思い】をした方

（【例】差別的発言をされた、嫌な顔をされた、無視されたなど）

- 1 役所の職員から
- 2 在宅福祉サービス提供者から
- 3 病院職員から
- 4 施設職員から
- 5 保身・療養等の場で
- 6 職場の上司や同僚から
- 7 学校の教職員から
- 8 地域や近所の人から
- 9 一般の業者（店の接客など）
- 10 家庭内
- 11 障害者団体内
- 12 その他 ()

② 【施設や設備の整備不足によるいやな思い】をした方

（【例】段差がある、駐車場や道路が狭い、トイレが使用できない、標識や表示が見えにくい場所にある、無人の場所に音声案内がないなど）

- 1 役所や公共施設
- 2 交通機関
- 3 病院
- 4 福祉施設
- 5 学校
- 6 職場
- 7 保育所等
- 8 道路、信号、標識等の交通施設
- 9 民間の娯楽施設
- 10 地域の商業施設
- 11 その他 ()

③ 【配慮がないことによるいやな思い】をした方（プライバシーへの配慮等もきめてください）

（【例】道路に障害物があり進めなかった、意思疎通ができなかった、案内等にあたる職員が支援方法を知らなかったなど）

- 1 役所での各種手続き
- 2 選挙参加
- 3 公共施設の利用案内や駐車場確保
- 4 交通機関の利用案内や運行時刻
- 5 入学試験、就職試験、各種資格試験
- 6 病院の利用案内
- 7 福祉施設の利用案内
- 8 学校行事での会議
- 9 職場での会議
- 10 地域での寄り合い
- 11 買い物するとき
- 12 外食のとき
- 13 その他 ()

問11 「あなた（お答えくださる方）」は、成年後見制度についてご存知ですか。あてはまるものに1つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 よく知っている
- 2 多少は知っている
- 3 聞いたことがある
- 4 全く知らない

※「成年後見制度」については、別紙（20ページ）を参照してください。

Ⅳ 悩み事、困り事

問12 「あなた（お答えくださる方）」の現在の悩み事は何か。あてはまるものに3つまで○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 経済的なこと（お金のこと）
- 2 健康や体力のこと
- 3 仕事のこと
- 4 育児のこと
- 5 教育のこと
- 6 医療的ケアのこと
- 7 住んでいる家の環境のこと（住居の確保を含む）
- 8 福祉サービスのこと
- 9 将来の生活のこと
- 10 生きがいや楽しみのこと
- 11 周囲の理解のこと
- 12 地震など災害のこと
- 13 悩みは特にならない
- 14 その他 ()

問13 「あなた（お答えくださる方）」が障害のある方ご本人の服装について不安に思うことは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 経済的なこと（お金のこと）
- 2 健康や体力のこと
- 3 仕事のこと
- 4 育児のこと
- 5 教育のこと
- 6 医療的ケアのこと
- 7 住んでいる家の環境のこと（住居の確保を含む）
- 8 福祉サービスのこと
- 9 生活のこと
- 10 生きがいや楽しみのこと
- 11 周囲の理解のこと
- 12 地震など災害のこと
- 13 不安は特にならない
- 14 その他 ()

問14 「あなた（お答えくださる方）」は、困りごとがある時、誰（どこ）に相談していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 県や市の行政機関
- 1 児童相談所
- 2 心と体の健康センター
- 3 子ども療育センター
- 4 身体・知的障害者更生相談所
- 5 社会福祉協議会
- 6 保健所7 保健師
- 7 保健師
- 8 障害福祉担当窓口
- その他機関等
- 9 相談支援事業所（相談支援専門員）
- 10 学校、保育所（園）・幼稚園
- 11 病院や診療所
- 12 障害者当事者団体、患者団体、家族会
- 13 民生・児童委員、地域の役員
- 14 家族
- 15 友人・知人
- 16 職場の上司や同僚
- 17 相談したいが、どこ（誰）にも相談できない
- 18 相談先がわからない
- 19 地域包括支援センター、ケアマネジャー（介護保険制度の相談支援機関）
- 20 福祉サービス提供事業者や福祉施設（施設長、サービス管理責任者、ヘルパーなど）

V 共生社会（社会参加）

問 16 障害のある方ご本人は、地域の活動や行事に参加していますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 市役所や町役場の催し・行事
- 2 公民館（自治会や部落会など）の催し・行事
- 3 障害者団体の催し・行事
- 4 自治会や部落会の活動
- 5 障害者団体の活動
- 6 ボランティア団体の活動
- 7 一般の団体（民間団体）が主催する催し・行事
- 8 参加したことがない
- 9 その他（ ）

VI 情報提供・取得

問 16 「あなた（お答えくださる方）」が日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どこが所属する情報ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 県や市町の行政機関
 - 1 児童相談所
 - 2 心と体の健康センター
 - 3 子ども障害センター
 - 4 身体・知的障害者更生相談所
 - 5 社会福祉協議会
 - 6 保健所
 - 7 保健師
 - 8 障害福祉担当窓口
- その他機関等
 - 9 相談支援事業所（相談支援専門員）
 - 10 学校、保育所（園）・幼稚園
 - 11 病院・診療所
 - 12 障害者団体、家族会、患者会
 - 13 民生・児童委員、自治会役員
 - 14 職場
 - 15 施設や障害福祉サービス事業所（施設長、サービス管理責任者、ヘルパーなど）
 - 16 マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）
 - 17 その他（ ）

●すべての方がお答えください●

問 16 の 2 問 15 の生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 広報紙
- 2 録音・点字図書
- 3 インターネット
- 4 電子メール
- 5 新聞
- 6 テレビ
- 7 ラジオ
- 8 本・雑誌
- 9 面接、面談
- 10 電話、ファックス
- 11 その他（ ）

VII 生活環境（安心した生活）

問 17 「あなた（お答えくださる方）」は、今後、どのように暮らしたいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 ひとりで暮らしたい
- 2 家族といっしょに暮らしたい
- 3 福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい
- 4 グループホームで仲間と共同生活がしたい
- 5 その他（ ）

問 17 の 2 問 17 で「1. ひとりで暮らしたい」または「2. 家族といっしょに暮らしたい」と回答された方におたずねします。そのときは、どのような支援があればよいと思いますか。あてはまるもの3つに○をつけてください。

- 1 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること
- 2 障害に配慮した住居の確保
- 3 ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること
- 4 生活訓練等の充実
- 5 経済的な負担の軽減
- 6 相談支援等の充実
- 7 地域住民等の理解
- 8 支援を必要としない
- 9 その他（ ）

VIII 療育・保育・教育

●障害のある方ご本人が保育所等や学校に通っている場合にお答えください●
問 18 通園・通学中の学校・学級等はどれですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。（特別支援学校には普通学校・雙学校を含む。）

- 【保育所（園）】
- 1 保育所（園）、幼稚園
- 2 特別支援学校の幼稚園
- 【小学校（小学部）】
- 3 小学校の通常学級
- 4 小学校の特別支援学級
- 5 特別支援学校の小学部
- 【中学校（中等教育学校含む）】
- 6 中学校の通常学級
- 7 中学校の特別支援学級
- 8 特別支援学校の中学部
- 【高等学校（中等教育学校含む）】
- 9 高等学校
- 10 特別支援学校の高等部
- 11 特別支援学校の専攻科
- 12 その他（ ）

●現在、通園・通学している方及び18歳未満の方にお伺いします●

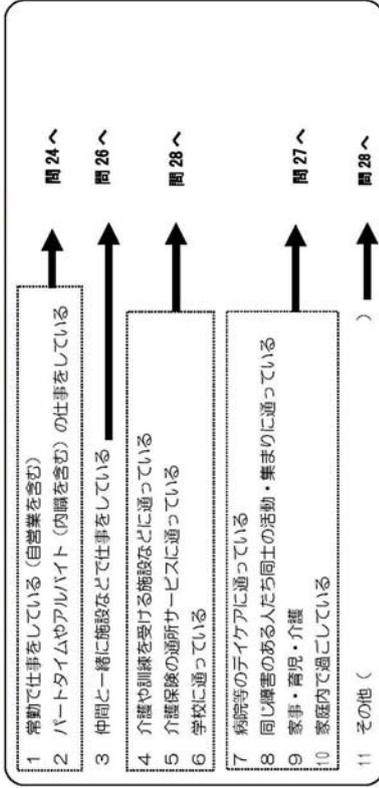
問 19 「あなた」やご家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。もっともあてはまるものに4つまで○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人（ご家族）の意見を記入してください。

- 1 学習をサポートしてくれるところ
- 2 長期休暇中の支援をしてくれるところ
- 3 日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ
- 4 療育機関
- 5 保育所等訪問支援
- 6 身近なところで受診できる医療機関
- 7 進路選択に関する相談機関
- 8 福祉サービスに関する相談機関
- 9 ストレス対応を教えてくれるところ
- 10 社会的なスキルを教えてくれる機関
- 11 経済的な支援
- 12 特にない
- 13 その他（ ）

就業

●仕事についておたずねします●

問 23 「あなた」は、日中の生活をどのように過ごされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。



問 24 問 23 で「1 常勤で仕事をしている (自営業を含む)」または「2 パートタイムやアルバイト (内職を含む)」の仕事をしている」と回答された方におたずねします。

現在、「あなた」はどのような仕事をしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※回答の後は、問 25 へ進んでください。

- 1 技術系の仕事 (IT 関連)
- 2 技術系の仕事 (IT 関連以外)
- 3 専門系の仕事 (医療関連)
- 4 専門系の仕事 (福祉関連)
- 5 専門系の仕事 (医療・福祉関連以外)
- 6 管理系の仕事
- 7 事務系の仕事
- 8 営業・販売系の仕事
- 9 作業系の仕事
- 10 サービス系の仕事 (飲食店・接客)
- 11 サービス系の仕事 (配/パ/ン・配保)
- 12 サービス系の仕事 (清掃・保安)
- 13 その他の仕事

※ IT: コンピューターやインターネットなどに関する技術

問 25 問 23 で「1 常勤で仕事をしている (自営業を含む)」または「2 パートタイムやアルバイト (内職を含む)」の仕事をしている」と回答された方におたずねします。「あなた」は現在の仕事をどのように見つけられましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※回答の後は、問 28 へ進んでください。

- 1 ハローワーク
- 2 学校の紹介
- 3 直接自分で探した
- 4 知人・縁故関係
- 5 職業訓練校の紹介
- 6 障害者就業生活支援センター
- 7 サービスを受けているところ (施設・作業所・事業所)
- 8 相談支援事業者 (相談できる施設) など
- 9 障害発生以前より働いていた
- 10 その他 ()

問 20 「あなた (お答えくださる方)」は、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。あつともあてはまるものに 4 つまで○をつけてください。

※代筆の場合は、障害のある方ご本人 (ご家族) の意見を記入してください。

- 1 今の保育所 (園) や幼稚園、学校に満足している
- 2 障害のない児童・生徒とのふれあいをしてほしい (ふやしてほしい)
- 3 もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい
- 4 通所 (園) や通学を便利にしてほしい
- 5 進路指導をしっかりとしてほしい (自立して働けるような力を付けさせてほしい)
- 6 障害のある人が利用できる設備をふやしてほしい
- 7 障害特性に合った配慮をしてほしい
- 8 障害のことがわかる保育や授業をしてほしい (ふやしてほしい)
- 9 休日などに活動できる中間や施設がほしい
- 10 放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい
- 11 保育士や教職員の専門性を高めしてほしい
- 12 特にない
- 13 その他 ()

問 21 「あなた (お答えくださる方)」にとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思いますか。あつとも重要なもの 1 つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人 (ご家族) の意見を記入してください。

- 1 地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境
- 2 地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境
- 3 特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境
- 4 その他 ()

●休職・放課後の過ごし方についてお答えください。●

問 22 「あなた (お答えくださる方)」の休職、放課後の主な過ごし方は次のうちのどれですか。あつともあてはまるもの 3 つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 悪い事や趣味を行っている
- 2 資格取得や職業訓練を受けている
- 3 スポーツやレクリエーションに参加している
- 4 公園などで遊んでいる
- 5 自宅でテレビなどを観て過ごす
- 6 放課後等デイサービスを利用している
- 7 移動支援 (ガイドヘルプ) サービス【外出の時の付き添い】を利用している
- 8 日中一時支援事業を利用している
- 9 児童ホーム (学童保育) を利用している
- 10 ことまクラブ
- 11 特にない
- 12 その他 ()

問 30 「あなた」の主な収入はどれですか。主なものを1つに○をつけてください。
 ※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

1 なし	5 家族の援助
2 給料など働いて得たお金	6 親せきなどからの援助
3 年金や手当など	7 生活保護
4 通所（入所）事業所での工資	8 その他（ ）

問 30の2 問 30で「2」～「8」のいずれかに回答された方におたずねします。
 「あなた」の平均の月収の欄にはいくらかお答えください（年金や手当を含む）。
 （空欄に金額をご記入ください）

約 万円（月収）

X 外出等（移動及び文化・芸術・スポーツ参加）

問 31 障害のある方がご本人は、休みの日など、自由な時間を主にどこで過ごしていますか。あてはまるものを1つに○をつけてください。

1 自宅（グループホーム、ケアホーム含む）	4 個人の趣味のための外出
2 病院、入所施設や学校の寄宿舎	5 その他（ ）
3 サークルや団体等の地域活動の場	

問 31の2 障害のある方がご本人の自由な時間の活動内容について、主にあてはまるものに3つまで○をつけてください。

1 パソコン（インターネット、ブログ等）	7 ゲームやカラオケ
2 読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞	8 障害者団体の活動
3 自分でするスポーツ、芸術等の活動	9 買い物や外食
4 コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞	10 習いごと
5 ドライブ、観光、行楽	11 特に何もしない
6 ボランティアや自治会等の活動	12 その他（ ）

問 31の3 お答えくださる方が「障害のある方がご本人」の場合、あなたは今後どんな活動をしたいですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

※お答えくださる方が「家族」の場合、あなたは障害のある方がご本人に、今後どんな活動をしてほしいですか。代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

1 パソコン（インターネット、ブログ等）	7 ゲームやカラオケ
2 読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞	8 障害者団体の活動
3 自分でするスポーツ、芸術等の活動	9 買い物や外食
4 コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞	10 習いごと
5 ドライブ、観光、行楽	11 特に何もしない
6 ボランティアや自治会等の活動	12 その他（ ）

問 26 問 23で「3.仲間と一緒に施設などで仕事をしたい」と回答されていると回答された方におたずねします。「あなたは一般就労（問 29の「1」～「16」の仕事）をしたいと思いませんか。あてはまるものに1つに○をつけてください。 ※回答の後は、問 28へ進んでください。

1 思う	2 思わない	3 わからない
------	--------	---------

問 27 問 23で「7」～「10」のいずれかに回答された方におたずねします。「あなたは仕事をしていないのはどのような理由によりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。 ※回答の後は、問 28へ進んでください。

1 年齢のため（学生・高齢）	7 働く意欲がもてない
2 障害などで、できる仕事がない	8 障害に対する理解に不安がある
3 求職中または職業訓練中である	9 入所・入所しているため
4 働きたいが、どこに相談すればよいか分からない	10 現状に満足している
5 希望にあった仕事がない	11 その他（ ）
6 仕事をする必要がない	

問 28 「あなた（お答えくださる方）」は、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思えますか。あてはまるものを3つに○をつけてください。 ※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

1 通勤手段の確保	8 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
2 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	9 企業ニーズに合った就労訓練
3 短時間勤務や勤務日数等の配慮	10 障害の程度にあった職種が増えること
4 在宅勤務の拡充	11 仕事についての職場外での相談対応や支援
5 企業等における障害者雇用への理解	12 生活面の安定
6 職場の上司や同僚に障害に対する	13 わからない
理解があること	14 その他（ ）
7 職場で介助や援助等が受けられること	

●就労されている方、将来就労したいと考えている方がお答えください

問 29 お答えくださる方が障害のある方がご本人の場合、あなたはどのような就労形態、業種で働きたいですか。次の①～③及び1～18のうち、それぞれあてはまるものに1つに○をつけてください。
 ※お答えくださる方がご家族の場合、障害のある方がご本人にどのような業種で働いてもらいたいかを
 お答えください。
 ※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

① 一般就労	② 就労継続支援（A型）	③ 就労継続支援（B型）
1 農林漁業	8 不動産・物品賃貸業	14 その他サービス業
2 建設業	9 学術研究、専門・技術サービス	
3 製造業	10 宿泊業・飲食サービス業	15 公務
4 情報通信業	11 生活関連サービス（クリーニング）	16 その他の業種
5 運輸・郵便業	12 教育・学習支援業	
6 卸売・小売業	13 医療・福祉	17 わからない
7 金融・保険業		18 特に希望はない

※就労形態②、③については20ページを参照してください。

問 32 障害のある方ご本人は、どれくらいの頻度で外出しますか。あてはまるものに1つOをつけてください。
※なお、入院中や施設入所中、寄居舎に入っている方は、帰宅先のことについてお答えください。

- 1 ほぼ毎日外出している
- 2 1週間に5日程度の外出をしている
- 3 1週間に3日程度の外出をしている
- 4 1週間に1日程度の外出をしている
- 5 1か月に1回から2回程度の外出をしている
- 6 めったに外出しない
- 7 まったく外出しない

問 32の2 障害のある方ご本人は、外出するときに主にどこからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。 主なもの1つにOをつけてください。

- 1 夫または妻
- 2 父・母
- 3 子・孫（子・孫の夫や妻を含む）
- 4 兄弟・姉妹
- 5 祖父母
- 6 その他の親族
- 7 知人・友人
- 8 ボランティア
- 9 ホームヘルパー
- 10 施設・病院の職員
- 11 一人で外出している
- 12 その他（ ）

問 33 障害のある方ご本人が外出する時の移動手段は何ですか。主にあてはまるものに3つまでOをつけてください。

- 1 徒歩（車いす含む）や自転車
- 2 自分が運転する自動車やバイク
- 3 家族・知人が運転する自動車やバイク
- 4 公共交通機関（バス、電車、列車）
- 5 病院やスーパー・マーケットの送迎バス
- 6 介助者が付き添う外出支援等のサービス
- 7 タクシー（介護タクシーを含む）
- 8 外出しない
- 9 その他（ ）

問 34 「あなた（お答えくださる方）」は、障害のある方ご本人が外出する時に、街中の施設等どのようにすれば外出しやすくなると思いますか。あてはまるものに3つまでOをつけてください。

- ※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。
- 1 道路や駅、バス停などの案内を障害者に配慮して分かりやすく表示する
 - 2 外出先の地域・店舗の情報など、外出に必要な情報を得られやすくする
 - 3 低床の路線バスの増便や他の交通手段とのスムーズな連絡など交通体制を整備する
 - 4 介護タクシーを充実する
 - 5 障害者用の駐車場をもっと確保する
 - 6 歩道や道路の幅、段差や傾斜等を改善する
 - 7 点字ブロックの整備（設置や修復）や点字ブロック上の障害物を除去する
 - 8 外出時に利用できるトイレや休憩所など必要なスペース等を確保する
 - 9 その他（ ）

XI 障害福祉サービス等（障害者支援）

問 35 障害のある方ご本人の「障害程度区分（障害支援区分）」について、あてはまるものに1つにOをつけてください。

- 1 程度（支援）区分1
- 2 程度（支援）区分2
- 3 程度（支援）区分3
- 4 程度（支援）区分4
- 5 程度（支援）区分5
- 6 程度（支援）区分6
- 7 障害程度（支援）区分認定を受けていない

問 36 障害のある方ご本人は、現在、どのような障害福祉サービス（障害児支援）を利用していますか。また、どのようなサービスをご希望しますか。あてはまるものすべてにOをつけてください。

※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

（注1）サービス種別の中の【者・児】は、障害者、障害児ともに該当し、

【児】は、障害児が該当するサービスです。

（注2）各サービスの整理は、別紙（20ページ）をご覧ください。

【現在利用しているサービス】

- 1 【者・児】居宅介護（ホームヘルプ）
- 2 重度訪問介護
- 3 同行援護
- 4 【者・児】行動援護
- 5 重度障害者等包括支援
- 6 【者・児】短期入所（ショートステイ）
- 7 療養介護
- 8 生活介護
- 9 自立訓練（機能訓練）
- 10 自立訓練（生活訓練）
- 11 就労移行支援
- 12 就労継続支援（A型）
- 13 就労継続支援（B型）
- 14 共同生活援助（グループホーム）
- 15 施設入所
- 16 【児】児童発達支援
- 17 【児】医療型児童発達支援
- 18 【児】放課後等デイサービス
- 19 【児】保育所等訪問支援
- 20 【児】福祉型児童入所支援
- 21 【児】医療型児童入所支援
- 22 計画相談支援
- 23 【児】障害児相談支援
- 24 地域相談支援（地域移行）
- 25 地域相談支援（地域定着）
- 26 （市町事業）成年後見制度利用支援
- 27 （市町事業）意思疎通支援
- 28 （市町事業）日常生活用具給付
- 29 （市町事業）移動支援
- 30 （市町事業）日中一時支援

【利用したいサービス】

- 1 【者・児】居宅介護（ホームヘルプ）
- 2 重度訪問介護
- 3 同行援護
- 4 【者・児】行動援護
- 5 重度障害者等包括支援
- 6 【者・児】短期入所（ショートステイ）
- 7 療養介護
- 8 生活介護
- 9 自立訓練（機能訓練）
- 10 自立訓練（生活訓練）
- 11 就労移行支援
- 12 就労継続支援（A型）
- 13 就労継続支援（B型）
- 14 共同生活援助（グループホーム）
- 15 施設入所
- 16 【児】児童発達支援
- 17 【児】医療型児童発達支援
- 18 【児】放課後等デイサービス
- 19 【児】保育所等訪問支援
- 20 【児】福祉型児童入所支援
- 21 【児】医療型児童入所支援
- 22 計画相談支援
- 23 【児】障害児相談支援
- 24 地域相談支援（地域移行）
- 25 地域相談支援（地域定着）
- 26 （市町事業）成年後見制度利用支援
- 27 （市町事業）意思疎通支援
- 28 （市町事業）日常生活用具給付
- 29 （市町事業）移動支援
- 30 （市町事業）日中一時支援

●問 36で「現在利用しているサービス」と「利用したいサービス」が異なる場合に○をください

問 36の2 「利用しているサービス」と「利用したいサービス」が異なる場合に、その理由は何か。あてはまるものに3つまでOをつけてください。

※代筆の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 支給決定（サービス提供）の対象外である
- 2 サービス提供事業所が近隣にない
- 3 サービス提供事業所を知らない
- 4 自分に合うサービス提供事業所がない
- 5 今は必要ないが、将来的には受けたい
- 6 その他（ ）

●在宅福祉サービスを利用している方がお答えください●

問 36 の3 サービスの提供量（時間数）はどうか。あてはまるもの1つに○をつけてください。
※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

- 1 サービスの決定時間をよく余すことがある
- 2 ちょうど良い（満足している）
- 3 少ないと感じるが、決定された時間内でなんとかやり終りしている
- 4 少ないので、不足分は、ボランティアや地域住民に頼っている
- 5 少ないので、有料サービスを組み合わせている
- 6 その他（ ）

問 36 の4 サービスの質はどうか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 満足している（よくしてくれている）
- 2 ちょうど良い（まあまあこんなもの）
- 3 不満な部分があり改善を申し出た（申し出ている）
- 4 不満はあるが、お世話になっているので、言えない
- 5 不満はあるが、地域に他の事業所がないので諦めている
- 6 その他（ ）

問 37 「あなた（お答えくださる方）」は、ボランティアによる日休の補助などを受け入れたいと思えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

- 1 ボランティアを受け入れたい
- 2 ボランティアを受け入れたくない
- 3 わからない

●図37で「1 ボランティアを受け入れたい」と答えた方がお答えください●

問 37 の2 ボランティアにどのような支援をお願いしたいですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

- 1 食事の世話
- 2 洗濯、さいほう
- 3 部屋の掃除、塵の手入れ、簡単な修繕、こみ捨て
- 4 話相手、相談相手
- 5 外出援助（買い物、通院など）
- 6 代筆、代読、手話通訳、要約筆記
- 7 その他（ ）

X II 相談支援（計画相談支援）

●すべての方がお答えください●

問 38 新たな制度である「計画相談支援」「障害児相談支援」「障害児相談支援」の利用について、どのようにお答えしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

- 1 自分のニーズ（必要なこと）をサービスの利用に反映できるものである
- 2 将来の設計に役立つものである
- 3 定期的なモニタリング（計画の見直し）の活用により、その時々合った支援が受けられる
- 4 専門的な立場からの助言や調整が得られる
- 5 セルフプラン（本人や家族、支援者が作成した計画）で十分定まる
- 6 制度のことがわかりやすい
- 7 その他（ ）

X III 防犯・防災（緊急通報）

問 39 障害のある方がご本人は、緊急時の連絡や通報（110番、119番）をどのように発信することししていますか。次の中から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 施設・病院のナースコール設備の利用（入所中、入院中の方）
- 2 自分で、電話（携帯電話）により発信する
- 3 自分で、FAXにより発信する
- 4 自分で、メールにより発信する
- 5 自分で、居室に設置している「緊急通報システム」により発信する
- 6 同居の家族を通じて発信する
- 7 介助者等を通じて発信するが、介助者がいない時間帯がある
- 8 発信（する手段がないので）できない
- 9 考えていない

X IV 防犯・防災（震災対応）

問 40 「あなた（お答えくださる方）」は、地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に感じますか。主にあてはまるもの3つまで○をつけてください。
※代筆の場合は、障害のある方がご本人の意見を記入してください。

- 1 災害に関する情報を得られるか
- 2 安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）
- 3 避難先等で十分な食糧や衣類が得られるか
- 4 避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか
- 5 避難所の設備が障害に配慮しているか
- 6 避難所で必要な介助を受けられるか
- 7 衛生的な避難生活ができるか
- 8 障害や疾患が悪化しないか
- 9 他の避難者とうまく生活できるか
- 10 避難所で、手話や筆跡筆記などのコミュニケーション支援を受けられるか
- 11 避難後に生活できる場所が確保できるか
- 12 わからない
- 13 特に不安に思うことはない
- 14 その他（ ）

XV 防犯・防災（避難対策）

●住居で生活されている方がお答えください●

問 41 「あなた（お答えくださる方）」が、つぎのなかで災害時に備えるために備えができていているものについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。
 ※代筆の場合は、隣書のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 人工呼吸器や在宅酸素等の電源（バッテリーや電池）
- 2 必要な家具や介護用品
- 3 医薬品（若しくは処方箋の控え）
- 4 市町の「要配慮者（保護者）名簿」に登録
- 5 近隣の避難支援者との事前の打合せ
- 6 気持ちを落ち着けるもの
- 7 配慮を求めめるメモカード等
- 8 非常持出品（水、食料品、衣類など）
- 9 緊急連絡先リストの整理
- 10 家具の転倒防止措置
- 11 窓ガラスの飛散防止
- 12 消火設備（消火器の設置等）
- 13 その他（ ）

問 42 隣書のある方ご本人は、避難場所や、避難場所への行き方を知っていますか。もっともあてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 避難場所も行き方も知っている
- 2 避難場所は知っているが、行き方が分からない
- 3 市町などから避難場所の情報を知らされていない
- 4 避難場所のお知らせはあったが、どこなのかを十分理解していない
- 5 隣書のある本人は知らないが、保護者等知っている
- 6 その他（ ）

問 43 隣書のある方ご本人は、これまで避難訓練に参加したことがありますか。どちらかに○をつけてください。

- 1 ある
- 2 ない

●問 43で「1ある」とお答えの方におたずねします●

問 43の2 訓練はどこで実施しましたか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 職場
- 2 学校（寄居舎含む）
- 3 保育所（園）、幼稚園
- 4 病院や入所していた施設
- 5 通っている福祉サービス事業所
- 6 住んでいる地域
- 7 その他（ ）

●問 43で「2ない」とお答えの方におたずねします●

問 43の3 訓練に参加したことがない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 訓練の案内（情報）がない
- 2 隣書のある方への配慮がない
- 3 他の参加者に気を遣い参加を見合わせている
- 4 訓練は必要ない
- 5 隣書の程度や体訓により、参加を見合わせている
- 6 介助者等の負担を考慮、参加を見合わせている
- 7 その他（ ）

●ここからは、すべての方がお答えください●

問 44 隣書のある方ご本人は、災害時に一人で避難できますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 一人で避難できる
- 2 一人では避難できないが、家族の介助で避難できる
- 3 一人では避難できないが、近所の人が支援してくれるため避難できる
- 4 一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄居舎職員等が支援してくれるため避難できる
- 5 一人では避難できず、支援してくれる人もいない
- 6 その他（ ）

問 45 「あなた（お答えくださる方）」は、大規模災害などの緊急時のために必要な対策は何だと思いますか。あてはまるもの3つまで○をつけてください。
 ※代筆の場合は、隣書のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 情報提供システムの整備
- 2 防災知識の普及・啓発
- 3 避難訓練の実施
- 4 非常持出品や家具転倒防止
- 5 などの備え
- 6 被害が予想される建物の耐震化
- 7 安全な避難場所の確保・整備
- 8 自主防災組織の体制整備
- 9 ホランテア等による支援体制の整備
- 10 日頃から近所付き合い
- 11 その他（ ）

問 46 「あなた（お答えくださる方）」は、地域の支援団体（消防団や自主防災組織など）に要配慮者（障害者）名簿を事前に提供することについてどう思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。
 ※代筆の場合は、隣書のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 人命が何より大切であるため、事前に開示すべき
- 2 個人情報管理体制や守秘義務の徹底が確保されるのであれば開示もやむを得ない
- 3 個人情報なので事前に開示するべきでない
- 4 わからない

【別紙】◇各サービスの概要◇

サービス名	サービス内容
【者・児】居宅介護（ホームヘルプ）	サービス内容 自宅へ入浴や排せつ、食事などの介助を行います
2 重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅へ入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
3 同行支援	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の支援などを行います
4 【者・児】行動支援	知的障害、精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動することを必要に応じて外出時の移動の補助などを行います
5 重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを含む個別に提供します
6 【者・児】短期入所（ショートステイ）	在宅の障害者（児）を介護する病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
7 療養介護	介護が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に間隔に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します
8 生活介護	常に介護が必要な方に、施設へ入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
9 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います
10 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います
11 就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います
12 就労継続支援（A型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、 雇用契約に基づく 就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
13 就労継続支援（B型） （雇用契約なし）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
14 共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
15 施設入所	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います
16 【児】児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
17 【児】医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
18 【児】医療後等デイサービス	学校が事業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
19 【児】保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
20 【児】福祉型児童（障害児）入所支援	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います
21 【児】医療型児童（障害児）入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与、治療を行います
22 計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います
23 【児】障害児相談支援	障害児相談支援等の施設に入所している障害者又は精神科病院等に入所している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います
24 地域相談支援	居宅において、単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との生活の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談などの支援を行います
25 地域定着	成年後見人の相談など必要となる経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の申立に要する経費や後見人等の報酬の全額または一部を助成します
26 成年後見制度利用支援	聴覚、言語機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います
27 市町事業	日常生活用具を必要とする障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を貸付や買与を行います
28 市町事業	日常生活用具を必要とする障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を貸付や買与を行います
29 市町事業	屋外での移動が困難と認められる障害者に対し、外出のための支援を行います

XVI 防犯・防災（消費者被害）

問 47 「あなた（お答えくださる方）」は、これまでに被害（被害）被害などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。あてはまるものに○をつけてください。
※代表の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

1 ある 2 ない

1 の場合の内容、相談先、どのような結果になったかなどについて記入してください。

XVII 障害福祉施策等の認知

問 48 「あなた（お答えくださる方）」が聞いたことがあるものすべてに○をつけてください。※代表の場合は、障害のある方ご本人の意見を記入してください。

- 1 障害権利条約
- 2 障害者総合支援法
- 3 障害者差別解消法
- 4 障害者の日、障害者週間
- 5 全国障害者スポーツ大会
- 6 障害者虐待防止センター
- 7 パーキングパーミット制度
- 8 市町地域防犯計画
- 9 （災害時）要配慮者（保護者）名簿
- 10 計画相談支援
- 11 相談支援専門員
- 12 障害者虐待防止法
- 13 福祉避難所

XVIII その他（意見）等

問 49 障害福祉に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。



アンケートはこれですべて終了しました。ご協力、ありがとうございました。
このアンケート票は、7月25日（金）までに最新の返信用封筒に入れて、投函してください。（お手紙不要です。）

愛媛県伊予市福祉部
伊予市米津 830 番地
TEL 089-982-1111
FAX 089-983-3354
E-mail fukushu@city-iyu.lg.jp

愛媛県伊予市福祉部
松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2422
FAX 089-931-8187
E-mail syougahokushu@pref.ehime.jp